

令和8年度 事業計画

社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団
(令和8年4月1日現在)

第1 事務局（法人本部）事業計画

【法人理念】

私たちは、すべての人がお互いに尊重し合い、安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

I 事務局（総務課・人材企画課）

1 運営方針

当事業団は、平成19年度に青森県より独立民営化して以来、19年目を迎える。この間、地域のニーズを的確に捉え、新規事業の展開を図るなど、自主経営に努めてきた。

令和8年度から新たに5か年を計画期間とする基本計画を策定し、本年度よりその取組を開始するものである。本計画においては、社会経済情勢の変化を見据えつつ、法人の持続的発展と経営基盤の強化を基本目標として掲げ、計画的かつ着実な事業運営を推進する。

近年においては、日用品や食料品をはじめとする物価の高騰、最低賃金の継続的な上昇に伴う賃金改定等、社会経済情勢が大きく変動している。これらの影響は今後も一定期間継続することが見込まれ、法人経営に及ぼす影響は依然として大きい状況にある。当法人においても、物価高騰の影響により、生活用品費及び光熱水費等の日常生活に係る経費が増加しているほか、最低賃金上昇に伴う職員給与等の人件費の増嵩、さらには業務委託費の上昇等により、支出全体が増加傾向にある。ここ数年間においては、決算時に収支差額が赤字となる年度も見受けられ、財政状況は安定しているとは言い難い状況にある。その結果、将来に備える各種積立金の十分な計上が困難な状態が続いている。法人財政の健全化及び経営基盤の強化は緊急の課題である。このため、新たな5か年基本計画の初年度として、既存事業の採算性や運営体制の検証を徹底し、必要に応じて事業方針の見直しを実施するなど、収支改善に向けた具体的施策を講じる。

また、出生率の低下に伴い、今後の労働人口の増加が見込めない状況にあることから、人材不足への対応は引き続き重要な経営課題である。当法人の規模を活かしたスケールメリットを発揮し、効果的な人材確保策を推進するとともに、採用後の計画的な育成及び継続的なフォローアップ体制を強化し、人材の定着を図る。併せて、職員一人ひとりのワークライフバランスを尊重し、多様な働き方を可能とする職場環境の整備を進めることにより、安心して長く勤務できる組織づくりを推進するものである。

2 重点事項

(1) 事務局総務課

① 安定した経営基盤の強化

令和8年度は、新たに5か年を期間とする基本計画の初年度であり、法人経営の安定化及び持続可能性の確保を最重要課題として取り組む。

人件費の上昇及び生活用品等の急激な物価高騰により支出が増大し、収支差額の大幅な改善には至らなかった。また、現行制度下においては大幅な収入増加が見込みにくい状況にある。加えて、令和8年度以降も物価高騰及び賃金上昇が継続することが想定され、短期的な増益は容易ではない。

令和7年度には法人全体の給料表の精査を行ったが、令和8年度は新たな5か年基本計画の初年度として、収支の安定化をさらに推進する。そのため、各事業の採算性の検証、事業内容の見直し及び持続可能な賃金水準の検討を行うとともに、必

要に応じて経費削減策や効率化策を講じる。

また、法人内のすべての建物の築年数が10年を超えており、修繕及び備品更新等に向けた準備が不可欠である。将来的な財政不足に陥ることのないよう、早期の段階で積立金の計上を計画的に行う必要がある。令和8年度は収支の見直しとともに、積立金計上を積極的に進める。

予算編成の精度向上にも努め、四半期ごとの予算精査を通じて収支状況を的確に把握するとともに、年度最終補正と決算額の乖離が生じないように管理する。これにより、安定した経営基盤の確立及び将来に向けた財政健全化を着実に推進する。

② 事業運営の見直し

令和7年度は、安生園及びすこやか苑の今後の方向性について検討を行った。それにより、長きにわたり赤字となっていたすこやか苑を令和10年度迄に廃止とし、安生園をすこやか苑建物へ移行し黒字に向けた取組を実施したが令和8年度以降も継続した取組を行う。

法人内では、収支差額が黒字の事業所もあるものの、数年間収支差額が赤字の事業所や、黒字幅が年々減少している事業所もあり、全体的に安定した経営には至っていない。その中で、法人が将来的に持続発展するためにも、財政的な問題や人材不足も含めて、法人全体の事業運営の見直しを図る。これについては、改めて各事業所の運営の現状を把握したうえで、運営状況に問題があれば原因を調査し、問題解消に向けてより具体的に検討を進めていく。

③ 給与体制の精査

令和7年度は、「給与検討委員会」を立ち上げ、最低賃金引き上げに伴う給料表の改正を実施した。給与体制には法人全体の支出の多くを占める人件費の増減が絡み、収支差額にも影響が及ぶと同時に、人材確保にも影響が大きく事業運営の存続に関わるため、引き続き令和8年度も「給与検討委員会」を設置し、各給与体制の課題について検討していく。

最低賃金は令和8年度も前年度と同等に上昇することが見込まれており、これに伴い令和8年度も最低賃金引き上げに伴う給料表の改正が実施される予定である。これについては前年度同様、法人の収支差額を見極めながら給料表を検討、作成していく必要がある。

また、処遇改善手当の在り方について、支給対象となっていない事業所への対応や、職種によって支給単価が異なる事案、役職等による給与支給額の逆転現象等への検討が必要となっている。これについては、給与格差による職員間の不公平感が生まれることにより人材確保にも影響があるため、支給額や支給方法についても再度検討していく。

④ 業務効率化及びDXの推進

法人本部機能の高度化を図るため、ICTの活用を推進し、会計・人事・労務管理情報の一元化及び業務の標準化を進める。これにより、経営判断の迅速化及び業務負担の軽減を図る。

併せて、ペーパーレス化の推進、オンライン会議の活用等により、生産性の向上を目指す。情報セキュリティ対策及び個人情報保護体制の強化にも万全を期する。につなげる。

(2) 事務局人材企画課

① 外国人労働者雇用における安定的なサポート

令和7年度中に、外国人労働者の雇用について準備や手続きを進めてきたところであるが、登録支援機関である社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と契約を結び、令和8年4月を目途に特定技能制度によりインドネシア人4人を雇用することとなった。

外国人労働者雇用については今回当事業団で初めての導入であり、手続きにあたる事務局においても配属先になる所属においても試行錯誤で対応することが見込まれる。その中でも、各種手続きや受け入れ態勢準備を速やかに行い、また、主に業務面や生活面での相談先となる所属との連携を図り、外国人が日本で困ることのないようサポートしていく。

外国人においては、日本ということだけでなく青森という地域独特（交通、自然災害）のサポートも必要であること、また外国人だけでなく所属の担当者も過度の負担が掛からないよう職員間の相談体制を取りながら対応に当たり、外国人労働者雇用を長期的に導入していくことを視野に、人材確保、人材定着に取り組んでいく。

② 障害者雇用の法定雇用率達成

障害者雇用の法定雇用率は現在2.5%であるが、令和8年7月（令和9年度申請分）から0.2%上昇し2.7%となる。当事業団は令和7年度当初において3.1%と法定雇用率を達していたが、年度内に障害者である職員が相次いで退職となり、年度末には法定雇用率を割り込む見込みとなった。

令和7年度においては、障害者雇用について当事業団の障害者就業・生活支援センターと連携を取り、2人の採用を見込んでいるところであるが、令和8年度においても障害者雇用についてトライアル雇用等継続的に対応することとし、一過性のものではなく長期的視野を持って採用にあたり、まずは令和8年7月に改定となる法定雇用率を達成することを目標とし、障害者就業・生活支援センターや各所属と連携していく。

③ 人材確保の積極的な取組

令和7年度は対面型の企業説明会への積極的な参加により人材確保に努め、主に準職員等の人員補充に一定の効果が表れている。今後の組織体制にもよるが、令和8年度も引き続き企業説明会に参加して法人のアピールに努める。法人の長期的な存続を見込んで新卒採用を目的とした大学主催の企業説明会に積極的に参加すると同時に、近年の傾向としてシニアを対象とした企業説明会が増えているため、中途採用にも積極的に応じ人材確保に努める。

また、応募の一番のきっかけとなるハローワークの求人票についても、求人者に職場環境や業務内容が分かりやすく門戸を広げて幅広く対応できるよう、記載方法を工夫していく。

令和7年度から「リファラル（職員紹介）採用制度」を導入し、職員一人ひとりが人材確保を「我が事」として捉えるよう取組を始めたが、年度内で4件の採用につながった。令和8年度も職員にこの制度をアピールし、引き続き人材確保に努める。

④ 人材育成の継続的な取組

研修については、毎年度作成している「青森県すこやか福祉事業団人材育成計画」に基づき研修を開催している。例年、研修後の受講者アンケートを基に研修内

容や講師の見直しを図っており、令和8年度も引き続き研修内容を吟味して実施する。

特にここ数年労務関係の法改定が多く、令和7年度において事務担当者から労務関係の研修の要望があったため、社会保険労務士を講師とした研修を実施した。また、福祉施設で必須となっている虐待防止研修等についても法人で実施するなど、今後もこのように情勢に合わせた研修を実施していく。

令和5年度から法人全体で導入しているeラーニングについても引き続き加入とし、各職員が多忙な中でも知識を得やすい体制を作っていく。

⑤ 人材定着の継続的な取組

人材定着については、人材を確保した後の大きな課題であり、職員が安定的継続的に働くことができるように、次の事業について引き続き取り組んでいく。

ア エルダー制度

当事業団に採用された新任職員は、「エルダー制度」により人材育成と人材定着を図っている。平成28年度から始まった同制度は、これまで評価内容の見直しなどを経て現在に至っている。新採用職員が安心して働くことができるためには不可欠な制度であるため、令和8年度も継続実施する。

イ キャリア面談

法人内での相談体制もさることながら、法人内だけで解決に至らない場合も想定して外部のキャリアコンサルタントと契約し、職員の相談窓口を広く設定する。

キャリア面談の機会とは別に相談者が個別に相談する機会も増え、早期の課題発見や解決にもつながるなど効果が出ており、令和8年度も継続実施する。

ウ 新採用者フォローアップ面談

新採用者を対象に、採用前からコンタクトをとっている人材企画課職員が定期的に訪問する「新採用者フォローアップ面談」も引き続き実施する。採用前からの関係性を活かして採用後の悩みや不安を吸い上げ、早期に対応することで離職防止や人材定着につなげる。

エ 資格取得に関する支援

職員が能動的に学ぶ「リカレント教育」を推奨することを目的に「資格取得助成金制度」や資格取得休暇制度を引き続き導入し、職員の資質向上を図る。

「資格取得助成金制度」については、「資格取得奨励金」に代わり令和7年度から開始した事業であり、同年度は1件の申請であったため、令和8年度においては法人内に積極的にアピールし、さらなる利用促進に努める。

⑥ 職場環境改善の継続的な取組

人材定着に向けてライフワークバランス（仕事と家庭の調和）は不可欠であり、そのための職場環境の改善について、令和8年度も引き続き取り組んでいく。なお、職場環境改善については、令和7年度から処遇改善加算取得の必須要件にもなっており当事業団も対象となっているため、確実に取組を進めていく。

「業務のDX化」（デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しや、組織文化の見直し）については、各所属で補助金の有無も検討しながら導入を進めており、令和7年度には「職場環境改善委員会」において、各所属の導入について情報共有した。令和8年度も同様に「職場環境改善委員会」を設置し、法人内で検討、情報共有する。また、令和7年度に事務局内で導入したクラウドシステム（人事及び給与）について、業務の平準化や省力化を目的に、スムーズな運用を目指す。

3 職員の状況

職名	事務局長	次長 (人材企画課長兼務)	総務課長	総務課 事務員	人材企画課 事務員	計
職員数 (人)	1	1	1	4	3	10

※ 理事長、専務理事、常務理事及びプラザ管理室職員は除く。

4 職員研修

近年、法人の業務に関する法改正が短期間に連続して行われている。今後も、整備が求められる各種制度などが控えており、こうした情報を早期に入手し、対応策を講じないと法人運営にも大きく影響を及ぼすことから、令和8年度の事務局職員研修については、以下に基づき実施する。

(1) 業務に関連する研修

職員個々の業務に関連する研修については、職員面談による職員の希望を踏まえて計画するほか、担当業務の必要性や職員個々の力量なども踏まえて計画し、職員個々のスキルアップを図る。

(2) 制度改正等に係る情報収集を目的とした研修

業務に係る各種法改正等については、当事業団が加入している青森県社会福祉法人経営者協議会（経営協）をはじめ、各種関係団体が企画する研修会やセミナーを積極的に活用し情報収集を図るとともに、法人内の関係会議（所属長会議や総務担当者会議など）を通して情報発信・共有に努めるなど、「インプット」と「アウトプット」を意識した姿勢で臨む。

(3) 参加型研修とオンライン研修の併用

参加型研修は、移動の時間と手間、コストがかかるというデメリットがあるものの、参加することで研修会講師や関係者と情報交換することができ、話に広がりを持たせることができるなどのメリットもある。一方、オンライン研修は、移動の手間がなくコストを抑えることができるメリットがある反面、受講していると一方的で単調になってしまう傾向がある。

令和8年度は、予算を踏まえながら真に効果が見込まれると判断される研修については、積極的に参加型研修を推進する。併せて、オンライン研修も活用して、双方の研修を併用しながら職員一人ひとりのスキルアップを図る。

Ⅱ 県民福祉プラザ受託経営事業（県民福祉プラザ管理室）

1 運営方針

当事業団は、平成18年度から県民福祉プラザの指定管理者として施設の管理運営を担っており、本年度もこれまでの経験と実績を基盤に、適正かつ安定的な施設管理を行っていく。法人事務局がプラザ内に所在する強みを活かし、日常的な状況把握と迅速な対応により、円滑な運営体制を維持していく。

前年度に引き続き大規模改修工事が行われるため、令和9年3月まで貸館業務を全面的に休止する。この期間は、安全管理の徹底と県・工事関係者・入居団体等との調整を中心に施設の維持管理を行う。

また、改修後の施設利用に備えて、研修室や設備内容を踏まえた運営準備や館内・備品の整備も計画的に進め、貸館再開時に混乱なく業務を開始できる体制を整える。

本年度は指定管理期間の最終年度であることから、これまでの管理運営実績を整理・検証し、次期指定管理者申請に向けた準備を計画的に進めていく。

2 重点事項

県民福祉プラザの設置目的に基づき、県民の福祉に関する活動の基盤となる施設として、その機能が適切に維持されるよう管理を行う。令和8年度は貸館休止期間となることから、以下の事項を中心に事業を実施する。

(1) 改修工事期間中の施設管理及び関係機関との調整

県民福祉プラザ条例および関係規程に則り、県および工事関係者と連絡調整を行い、改修工事が円滑かつ安全に進むよう対応する。併せて、入居団体など関係者に必要な情報を提供する。

(2) 施設の維持及び管理に関する業務

① 維持管理業務（外部委託含む）

清掃、警備、電気、消防、エレベーター等の各種設備管理、植栽管理、除排雪業務など、工事期間中においても必要となる施設の維持管理を継続的に実施する。また、備品や設備の保全に留意し、貸館再開後の使用に支障が生じないように管理する。

② 管理業務

入居団体や関係者からの問い合わせ対応、連絡調整、苦情処理、館内環境の把握・管理等を行うとともに、改修後の施設運営を想定した事務手順や運用方法の整理を進める。

(3) 貸館再開に向けた準備及び環境整備

改修工事に伴い、研修室のレイアウトや設備を見直し、利用形態に応じた整理を行うとともに、貸館再開後の運営方法や利用方法について検討する。新設される少人数向けミーティングルームには、打ち合わせや小規模会議用の机・椅子・モニター等の備品を整備し、利用者ニーズに応じた柔軟な貸館運営が可能な環境を整える。

既存研修室の音響設備も更新予定であり、貸館再開に向け円滑に運用できるよう準備を進める。また、令和9年度の県主体による予約システム一本化に向け、現行システムからの移行がスムーズに行えるようにする。

※令和8年度は大規模改修工事に伴い全館貸館を中止するため、貸館に係る成果目標は設定しない。

(4) 地震等の災害時における対応

県民福祉プラザは、地域住民の福祉活動の拠点であるとともに、指定避難所としての機能を有し、津波浸水時には青森警察署の代替施設として使用されるなど、災害に重要な役割を担う公共施設である。このため、地震等の災害発生時には施設の安全確認を行ったうえで、災害対応に必要な措置が講じられる体制を平時から整備しておく必要がある。開館していない夜間を含む時間帯においても職員が必要に応じて出勤し、建物および設備の点検や県担当課との連絡調整等の初動対応を行うようにする。

また、令和7年度に作成した地震対応マニュアルに基づき、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震の教訓も踏まえながら、職員の役割分担や連絡体制を運用し、円滑な災害対応体制の維持・強化を図る。

(5) 福祉機器展示コーナーのリニューアル

大規模改修工事に伴い、福祉機器展示コーナーは、これまで設置されていた2階から3階へ移設される予定である。移設後は展示スペースが既存よりも縮小される見込みであるが、新たに備え付けの福祉機器が整備されることから、現在の利用者ニーズや福祉機器の動向を踏まえた展示構成が可能となる見込みである。このため、各出展企業と連携を図りながら展示内容の精査及び見直しを行い、新たな展示スペースに適した展示点数及び配置とする。

また、福祉機器の機能や使用場面を分かりやすく伝えるため、ディスプレイを設置するなど、視覚的にも見学しやすい展示方法を取り入れ、来館者がより理解を深められる展示コーナーとなるよう整備を進める。

3 職員の状況

職名	事務員	夜間事務 補助員	計
職員数 (人)	6	2	8

4 職員研修

職員の資質及び専門性の向上を図るため、法人内研修や外部研修等に計画的に参加する。

また、会計処理や予算管理に関する知識の習得を希望する職員については、関連する研修への参加を積極的に促し、指定管理業務を支える事務処理能力の向上を図る。

さらに、カスタマーハラスメントへの対応については、県の方針を踏まえ、誠意ある丁寧な対応を基本としつつ、不当な要求や行為に対して適切に対応できるよう、必要な知識及び対応方法に関する研修に参加する。

第2 八甲学園事業計画

【基本理念】

- (1) 利用者の尊厳
利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりを大切にされた適切な支援を提供します。
- (2) 自立支援
利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、社会との接点を大切にしながら支援します。
- (3) 安心した生活
利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- (4) 地域との連携
共生・共助の地域づくりに貢献します。

【基本方針】

- (1) 利用者の基本的人権が、あらゆる支援の中で保障されるよう努めます。
- (2) 利用者が安心して豊かな生活を営めるよう、一人ひとりの思いに寄り添い支援します。
- (3) 利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営に努めます。

1 運営方針

八甲学園の運営にあたっては、令和8年度においても、基本理念のもと、利用者の尊厳の尊重、利用者の有する能力に応じた健やかな成長ができるよう、また、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者や家族等の思いに寄り添い、利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営をしていく。

児童入所支援については、今後もより安定的なものとするため、現状の定員10人に対して入所児童10人を維持する。

就労継続支援B型事業による「給食班」(令和6年度設置)においては、より持続可能な運営とともに、他の作業班も含め安定運営に向けて取り組んでいく。生活介護事業、相談支援事業、共同生活援助事業についても、それぞれの福祉サービスの向上及び利用者本位の安定した経営基盤の強化に取り組む。

地域住民の福祉ニーズの把握や学校、関係機関・団体との連携に努めながら、通所事業、共同生活援助事業における利用者獲得や利用率のアップ等に努め、建物の老朽化も含めた八甲学園全体のあり方や方向性を随時検討しながら運営していく。併せて、職員にとって働きやすい職場づくりの取組として、年次有給休暇取得の促進や時間外労働の削減、管理職やエルダーとの面談を含め、職場での話しやすい環境づくりに努める。

引き続き新型コロナウイルス感染症等の状況も見定めながら、地域や関係機関と連携し、より良質な福祉サービスの提供、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていく。

2 職員の状況

	園長	企画監 推進監	課長	主任	副主任 栄養士 看護師 支援員	支援員	看護師	事務員	世話人	調理員	運転員 当直員	合計
園長	1											1
総務課		1			1			3			4	9

こども支援課	入所			1			1	3	6					11
地域支援第一課	生活		1		1			3	13	1				19
	相談				1			1						2
地域支援第二課	就労							2	9				1	12
	GH							1	9			15		25
合計(人)		1	2	1	2	12		37	1	3	15	1	4	79

※嘱託医及び嘱託職員は含まない。

3 職員研修

新任職員育成研修プログラムのほか年間研修計画（法人内研修や施設内外の研修）に基づいた、研修受講の推進とともに、各職員の研修履歴を参考に職責や職務に沿うよう人材育成に努め、職員全体の資質向上及び専門的な知識と支援技術の修得を図る。

また、利用者の人権・生命を守るために、虐待・身体拘束・権利擁護・コンプライアンス・リスクマネジメント及び危機管理（救命救急、防犯、防災、BCP、感染症対策等）に関わる研修を継続する。

4 行事

(1) 年間行事

月	全体	こども支援課	地域支援第一課	地域支援第二課
4	・全体会議	・新職員交流会 ・花見外出（ドライブ）	・事業所説明会（生介） ・大掃除（生介）	・事業所説明会(就労B・GH) ・避難訓練（就労B）
5	・横内清掃ボランティア ・苦情解決協議会	・横内清掃ボランティア ・保護者懇談会 ・児童月間(端午の節句) ・粗大ごみ処分	・横内清掃ボランティア	・横内清掃ボランティア（就労B） ・避難訓練(GH) ・新城清掃ボランティア（GH）
6	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練 (地域防災協力隊参加)	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練 ・大掃除ワーク(2週間) ・掃除お疲れ会	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練 ・大掃除（就労B） ・利用者の会「はっぴい」 レクリエーション（GH）
7	・夏まつり	・夏まつり ・GHサハス見学外出 ・夏休み行事	・夏まつり ・避難訓練（生介）	・夏まつり ・避難訓練（就労B） ・桂木町会夏祭り（GH） ・地域連携推進会議(GH)
8		・夏休み行事 ・ねぶた観覧 ・移行施設見学（ドライブ）		・カラオケ大会(就労B) ・利用者の会「はっぴい」 レクリエーション（GH）
9	・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）	・月見会 ・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）	・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）	・収穫祭(就労B) ・あおもりホット音楽祭(GH) ・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）
10	・BCP実地訓練（土砂災害等一部含む防災訓練）	・障害者スポーツ大会 ・ハロウィン ・BCP実地訓練（土砂災害等一部含む防災訓練）	・大掃除（生介） ・BCP実地訓練（土砂災害等一部含む防災訓練）	・避難訓練（就労B） ・利用者の会「はっぴい」 旅行（GH） ・BCP実地訓練（土砂災害等）

				一部含む防災訓練)
11	・BCP実地訓練(感染症対策訓練)	・紅葉狩り(ドライブ) ・BCP実地訓練(感染症対策訓練)	・避難訓練(生介) ・BCP実地訓練(感染症対策訓練)	・避難訓練(GH) ・北蛭沢町会清掃(GH) ・BCP実地訓練(感染症対策訓練)
12	・不審者対応防犯講習	・不審者対応防犯講習 ・大掃除ワーク(2週間) ・大掃除お疲れ会 ・クリスマス会 ・年越しそば会 ・冬休み行事	・不審者対応防犯講習 ・忘年会(生介)	・不審者対応防犯講習 ・大掃除(就労B) ・忘年会(就労B) ・地域交流(就労B)
1		・冬休み行事 ・新年会		・利用者の会「はっぴい」 新年会(GH) ・避難訓練(就労B)
2	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習 ・節分	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習
3	・苦情解決協議会	・ひなまつり ・卒業を祝う会 ・さようなら会	・慰労会(生介)	・慰労会(就労B) ※その他、各月に休日開所日を実施(就労B) ※BCP訓練は日程調整し実施予定(GH)

(2) 定例行事(こども支援課)

内容	回数等
・散髪	概ね月1回
・体位測定	毎月1回
・苦情相談受付(第三者委員)	毎月1回
・避難訓練	毎月1回
・精神科相談日	毎月2回
・誕生会	児童誕生日
・スタッフ会議	毎月1回
・学校連絡会	第二養護学校は毎月1回
・児童の会	概ね月1回

5 健康管理

- 令和7年度に引き続き、園内全事業所においてインフルエンザワクチン接種を含む感染症予防対策を継続・徹底するとともに、感染症発生時の際の対応に万全を期し、利用者の健康を守る。また、入所児童については、発症時のクラスター化を未然に防止するためのコロナウイルス簡易抗原検査を定期的実施する。
- 入所児童については体位測定(月1回)や健康診断(内科:年2回、歯科:年2回等)を定期的実施し、健康状態を的確に把握する。
- 嘱託医、学校、家庭、GH等との連携を強化しながら、疾病の早期発見及び早期治療に努める。

6 安全・防災管理

利用者が安全で安心した快適な生活が送れるよう防災・安全管理対策として次の事項を実施する。

- 年2回の総合消防訓練、月1回の避難訓練、年1回の事業継続計画(BCP)の机上訓練(地震・感染症対策・土砂災害等を一部含む防災訓練)、BCP実施訓練(感染症対策・土砂災害等訓練を一部含む)を実施。また、GHは年2回火災・地震・風水害等を想定した訓練を実施。

- (2) 防災担当者による消防自主点検及び消防法定点検の実施。
- (3) 年1回地域住民（八甲学園地域防災協力隊）の協力による夜間消防訓練の実施。

7 ボランティア・実習生の受入れ

- (1) ボランティアの受入れについては、地域社会とのつながりや相互理解、施設運営の活性化とともに、福祉の担い手の育成を目指し、令和7年度に整備した受入マニュアルに沿って積極的に取り組み、今年度も地域や関係機関と連携しながら進めていく。
- (2) 実習生の受入れに当たっては、真摯な対応を心掛け、次世代の施設職員を養成するという観念を持ち、人材育成の一助となるよう受け入れる。

8 地域との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、地域住民と連携し、地域との交流促進により福祉ニーズの把握に努める。また、障害児・者の理解と社会参加促進に努めながら、共生・共助の地域づくりの推進に努める。
- (2) 青森市との福祉避難所確保の協定に則り、災害発生時に依頼のあった場合には、福祉避難所を設置し、要援護者の方々に対し支援を行う。
- (3) GH利用者のうち、障害年金受給前などの理由により一定期間経済的支援が必要な方に対して、負担軽減等の実施など社会貢献活動の推進に努める。

I こども支援課

【児童入所支援】

1 運営方針

児童福祉法、障害者総合支援法、その他関係する法令等に基づき、入所児童一人ひとりが人間としての尊厳を守られながら、心豊かで健やかに成長し、地域社会の一員として自己の能力や特性に応じた暮らしができるよう、多様なサービスを提供する。

強度行動障害のある障害児に対して、障害特性に応じた専門的な支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の養成を進める。

効率的な運営を行い、今後も安定した経営基盤を確立する。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

第1四半期中に新規児童2人の受入れを管轄の児相等関係機関と連携しながら計画的に進め、移行の一部期間を除き、定員10人の利用率100%を維持し、安定した経営基盤に繋げる。

(2) 利用児童本位の福祉サービスの質の向上

利用児童の意思を尊重した支援計画に基づき、利用児童本位の個別化された支援を職員全体で統一して行う。また、利用児童支援における知識習得とスキルアップのための研修に参加するとともに、e-ラーニングの講座から年度内に2テーマ選択して受講し、職員全体の支援の質の向上を図る。

3 事業概要

(1) 福祉型障害児入所施設

- ① 定員 10人
- ② 概要

学校や関係機関と連携しながら、入所児童の健全な成長・発達を目指した生活支援を行うとともに、将来の生活に必要な身近自立及び社会自立に向けた支援、移行支援を実施する。また、強度行動障害児童へは指導訓練を、被虐待による措置児童へは心理ケアと心理療法等を実施する。

③ 支援目標

- ア 児童の人権を尊重し、心身ともに豊かな生活が送れるよう支援する。
- イ 児童の発達段階・状況に応じ、日常生活に必要な基本的な生活習慣の伸長に向けた支援を行う。
- ウ 児童が安全に安心して心豊かに暮らせるよう、家庭的な生活環境を整備し、児童の健康管理に留意する。特に衛生面については、徹底して取り組む。
- エ 児童のニーズを的確に把握するとともに、個別性に配慮した支援計画に基づくサービスを提供する。
- オ 個々の児童の意向や課題を踏まえた支援計画に基づき、家庭、学校、医療及び関係機関との連携を図りながら必要な支援を行う。
- カ 強度行動障害と判定された児童に対しては、医師や看護師、心理士等とも連携し、専門的な統一した支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の人材育成、技術習得をもとに支援の定着化を図る。
- キ 被虐待による措置児童への心理的ケアと支援の充実を図るため、当該児童に心理療法（心理検査、プレイセラピー、SST等）を実施する。
- ク 地域交流を交えつつ地域の社会資源を活用し、個々に応じた自立生活ができるよう社会性の向上と社会参加の促進を図る。社会体験等については計画に基づき実施し、児童から要望のあった行事等については、必要に応じて検討する。

(2) 短期入所事業（空床型）

- ① 定員 空床数による。
- ② 概要

要予約とし、障害児・者を介護されている家族の方が、病気、出産、冠婚葬祭、行事等の理由により一時的に介護ができなくなった場合に、欠員及び入所児童の帰宅等により空いた居室を利用し、宿泊を伴う生活支援を提供する。

③ 支援目標

- ア 障害児・者が安全に、安心して過ごすことができるよう環境を設定し、健康状態に配慮する。
- イ 家族の要望にできるだけ添えるよう、家族や関係機関等と相談・連携しながら支援を行う。

II 地域支援第一課

【生活介護事業所はっこう】

1 運営方針

生活介護事業所では精神疾患、身体障害、自閉スペクトラム症、強度行動障害の利用者の障害特性に応じ、本人にとってわかりやすく生活しやすい環境設定を行うとともに、自信を持って取り組める日中活動の提供・身体機能の向上に向けた支援を行う。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

障害特性に合わせた活動グループで、様々なニーズに応じられる環境調整に努め、

利用率 120%超、令和 7 年度年間総収入比 100%以上を目指し、安定した経営基盤を強化する。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上

利用者一人ひとりの特性に合わせた活動プログラムと個別化された支援を提供することにより、利用者主体の支援を行う。また、利用者の障害特性に合わせた高い支援技術が必要であるため、専門研修や e-ラーニングを積極的に活用し、事業所職員全員が専門的知識の習得とスキルアップを図るための環境を整備し、更なる支援の質の向上に努める。

(3) 特別支援学校との連携強化

特別支援学校（第二養護学校・第一高等養護学校）と連携し、高等部 3 年生はもとより 2 年生、1 年生の実習生を積極的に受け入れ、将来の利用に繋がるように実習内容を充実し、契約利用者数確保のために、各学校との連携を強化する。

(4) 新規事業準備

令和 10 年度サテライト事業所開設（予定）のための準備期間として、より良いサービスの質の向上に繋がるための活動プログラムを検討していく。

3 事業概要

(1) 定員 20 人

(2) 概要

主に障害支援区分 5 以上の障害の重い方、発達障害の方を対象に、日中活動の提供、日常生活スキルの向上に必要な機能訓練を実施する。

また、環境や活動内容を工夫し利用者の持っているスキルを活かした生産活動、請負作業を行うほか、音楽・創作・運動・レクリエーションの活動プログラムを組み日中活動の充実を図る。

(3) 支援目標

- ① 利用者の障害特性に合わせた環境設定を行い、柔軟で自立的な活動ができるような視覚的な支援、コミュニケーション支援を行う。
- ② 利用者一人ひとりの身体機能や障害特性、個別のニーズ等に基づいた個別支援計画を立案・実施し、本人が達成感と成功体験を積み重ねられるようにする。
- ③ 軽作業（リサイクル、請負等）を実施し、日中活動の充実を図る。
- ④ 毎月、創作活動・調理・音楽やダンス・ゲーム活動・アニマルセラピー・園外活動等の様々なレクリエーション活動を実施し、余暇と地域活動の充実を図る。
- ⑤ 利用者のサービスを円滑に行うために関係機関、家庭との連携を強化する。また、園内他事業所、事業団発達障害支援力強化検討委員会等と連携し、機能を活用できるよう取り組む。

【相談支援事業所あおば】（指定特定相談支援、障害児相談支援）

1 運営方針

利用者やご家族がおかれている環境やニーズに応じた障害福祉サービス等を利用いただくために、総合的な相談支援を行う。また、多様なニーズに応える包括的なサービス等利用計画を立てるために、地域の社会資源の掘り起こしを行い、行政や関係機関等と連携していく。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

効果的かつ効率的な安定運営のため、計画相談と障害児相談の契約者の比率を4：1、契約者数200人以上を維持する。また、主任相談支援専門員の配置加算を取得し、必要に応じて適正にモニタリング頻度を増やすことにより年間相談件数630件を目指し、収支改善を図る。

(2) 質の高い相談支援の提供

青森市自立支援協議会への参画をすることで、行政機関や市内の相談支援事業所と連携を密にし、地域の相談支援体制の強化と地域づくりの推進に努めるとともに、2名の相談支援専門員がいずれも主任相談支援専門員の資格を有することで、利用者が主体的に地域で最適な生活を送れるよう、質の高い相談支援を提供する。

3 事業概要

(1) 概要

- ① 障害者や障害児等が障害福祉サービスや障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。
- ② 障害者等の福祉に関する全般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報（障害福祉サービス等）の提供及び助言を行う。

(2) 支援目標

- ① 利用者の人権尊重を基本とし、利用者やご家族の意向や選択を尊重しながら、利用者一人ひとりの能力、適性、ニーズ等に基づいたサービス等利用計画の作成を行う。
- ② 利用者やご家族が地域で安心して生活するために、権利擁護及び社会資源を活用するための助言、情報提供等の支援を行う。
- ③ 地域又は関係機関との信頼関係を深め、連携を密に行う。
- ④ 圏域会議や市の連絡会議への参加を通じてネットワークの構築を強化し、相談支援専門員として情報の共有に努める。
- ⑤ 研修等への積極的な参加と自己研鑽に努め、相談支援専門員の資質の向上に努める。

Ⅲ 地域支援第二課

【就労継続支援B型事業所はっこう】

1 運営方針

就労継続支援B型事業所では利用者個々の意向を尊重しながら、その適性を反映した作業支援を行うとともに、工賃の向上を図る。利用者が意欲と安心感を持って活動し、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう取り組む。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

安定した経営基盤の強化のため、利用率115%超、令和7年度年間総収入比100%以上を目指す。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上と魅力ある事業所作り

利用者個々の意思決定を尊重した支援を行い、昨年度より年間開所日数を4日増やし、生産活動や社会参加の機会を増やすことにより、工賃の向上に繋がり、利用者が

主体的で充実した生活を送ることができる魅力ある事業所作りに努める。

3 事業概要

(1) 定員 20人

(2) 概要

一般就労等が困難な利用者に対し、作業による生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者一人ひとりのニーズに即した支援計画に基づき、強みを伸ばし、働く喜びを実感できる支援を行う。
- ② 安全・快適に作業ができる環境を提供する。
- ③ 開所日については、作業はもとより、利用者の各種スキルの向上と社会参加の促進を図る。
- ④ 地域や関係機関等との連携を強化し、共生・共助の地域づくりに貢献する。また、事業所の機能を活かし園内他事業所に作業見学、体験等の機会を提供し、連携する。

(4) 生産活動

① リサイクル班

青森市内の企業等から提供を受けた有価資源物（空缶、ペットボトル等）の回収作業や分別及びプレス加工作業を行う。また、ボランティア団体『夢クラブ八甲田』の一員として地域と連携し、ペットボトルキャップの回収・選別作業を行う。

② 請負・農産班

八甲学園における一般清掃業務や企業等からの受託作業（青森市公園管理、県民福祉プラザ植栽管理、GH除雪）等を行う。また、園内ビニールハウスでの野菜作りのほか、利用者にとって有益な新たな受託作業がある場合は、積極的に請け負う。

③ 給食班

八甲学園厨房を使用した、園内全事業所への給食提供をし、利用者については、補助作業（調理・配膳を除く清掃等）を行う。

【共同生活援助事業所サンハウス】

1 運営方針

共同生活援助事業所では、利用者の意思を尊重し、安心して生活できる住環境を提供するとともに、利用者が地域住民の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会資源の活用、関係機関や地域との連携を図りながら支援を行う。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

安定した経営基盤の強化のため、空床が出た場合には新規利用者の獲得に取り組み入居率 100%を目指すとともに、支援や環境のさらなる充実により利用者の定着を図る。また、支援体制の強化と加算及び収入の増加に向けて、見学・体験利用を積極的に受入れながら、利用者の様々なニーズに応じ、場合によっては定員の増員変更やそれに伴う新規利用者の獲得も視野に入れながら進めていく。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上

支援にあたっては、利用者の意思決定を尊重し、利用者本位の支援を行う。また、利用者の会「はっぴい」の活動を更に充実し、各グループホーム同士での連携や協力

できる体制を維持する。

(3) 地域連携推進会議等の定着

令和7年度に設置した地域連携推進会議を年1回開催するとともに、その構成員による全グループホーム視察訪問を年1回実施し、地域や外部団体との連携・協力を定着することで、「地域との関係づくり」「施設等やサービスの透明性・質の確保」に努める。

3 事業概要

(1) 定員 57人

No.	名称	定員	場所	備考
1	サンハウス	8人	桂木	一戸建て
2	第二サンハウス	4人	蛍沢	一戸建て
3	第三サンハウス	5人	新城	一戸建て
4	第五サンハウス	6人	幸畑	アパート形式
5	旭ハウス	5人	大野	一戸建て
6	第六サンハウス	5人	桂木	一戸建て
7	第二うとうハイム	5人	筒井	アパート形式
8	おくのハウス	9人	奥野	一戸建て
9	紅葉ハウス	5人	新城	一戸建て・夜間支援体制
10	第二紅葉ハウス	5人	新城	一戸建て・夜間支援体制
		計57人		

(2) 概要

利用者が地域で自立した生活を送るための、共同生活を営むべき住居において行われる相談、食事提供、金銭管理、健康管理、その他の必要な日常生活上の援助を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、意思やニーズに応じたサービスを提供する。
- ② 利用者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、就労先や日中活動の場、相談支援事業所、市町村等の各種関係機関と連携し支援を行う。
- ③ 利用者の心身の状態を通院状況や健診結果から把握し、医療機関等との連携に努め、健康管理に配慮する。
- ④ 食事提供において、栄養士監修によるバランスのとれたメニューの提供を行い、各グループホーム間のサービスの質の平準化と利用者の食事に対する満足度向上を図る。
- ⑤ 火災・地震・風水害等を想定した防災訓練、BCPに基づく訓練により、各種災害への意識を高め、安全対策に取り組む。
- ⑥ 感染症対策について啓発を行うことで利用者の協力を得ながら、発生予防、拡大防止に取り組む。
- ⑦ 利用者の会「はっぴい」やあおもりグループホーム連絡協議会等の活動を通じて余暇活動の充実を図る。
- ⑧ 見学・体験利用の受入れを積極的に行い、希望者に対し情報提供を行っていく。
- ⑨ 各グループホームの環境整備及び修繕を随時行い、住環境の向上に努める。

安生園事業計画

【基本理念】

利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活ができるよう真心を持って支援します。

【基本方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2 個々の利用者が有する能力に応じて、自立した自分らしい生活が送れるよう支援し、明るく家庭的な雰囲気のある、笑顔あふれる施設づくりに努めます。
- 3 利用者・家族・地域との結び付きを大切にし、信頼される施設運営に努めます。
- 4 地域貢献など時代のニーズに即した施設運営及び事業展開に努め、安生園の有する機能（養護老人ホーム安生園、ヘルパーステーションあんじょう、居宅介護支援センターあんじょう）が連携し、安定的経営基盤の確保に努めます。

1 運営方針

安生園の運営にあたっては、各種法令及び当事業団職員倫理綱領を遵守するとともに、法人理念及び安生園の基本理念・基本方針に基づいて、常に利用者一人ひとりの意思と人格を尊重し、安心して充実した生活が続けられる生活支援と介護サービスを提供する。

施設の老朽化に伴う設備等の修繕と利用者の居住環境整備、感染症予防対策については、継続して取り組むことで安心できる生活環境の提供に努める。また、令和7年度より取り組んでいる施設移転に向けた定員の削減については、令和7年度の60人から令和8年度第2四半期より50人へ縮小して事業運営する。併せて、人材不足が深刻化する中、学校教育等の各種資格取得に向けた実習と体験活動を積極的に受入れることにより福祉への理解や魅力を発信し、人材確保と育成を図る。

また、安生園が関連する市町村・地域包括支援センター・医療機関等へ情報発信等を行うとともに連携を図り安定的経営基盤の確保を目指す。

2 職員の状況

	園長	課長	主任 支援員	副主任 支援員 事務員	支援員	看護師	副主任 栄養士	業務 補助員	ホーム ヘルパー	当直員	合計
園長	1										1
総務課		(1)		1		2	1			3	7
高齢者支援課		1		1	5			1			8
ヘルパーステーション あんじょう	(1)		1		1				4		6
居宅介護支援センター あんじょう		1			2						3
合計(人)	1	2	1	2	8	2	1	1	4	3	25

※嘱託医は含まない。

※総務課課長（1）、ヘルパーステーションあんじょう（1）は園長兼務。

3 職員研修

利用者支援にあたり、福祉の専門職として質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上と専門的知識や支援・介護技術の取得に努めることを目的に研修委員会において、職場内外の研修を計画的に実施し、人材の育成に努める。

また、認知症ケア・終末期ケア研修会等を受講し利用者支援の向上を図るほか、施設従事者による高齢者虐待及び人権擁護について研修会等を重ね、組織的に虐待防止と人権擁護を進める。

各種研修を受講した内容については、毎月行われる全体会議や支援課会議において研修受講職員が伝達し、参考となるものについて実践に生かすとともに、定期的にフィードバックし問題解決やスキルアップに努める。

4 行事

(1) 年間行事

月	各種行事予定	所 属
4月	利用者代表会議 利用者の集い（転入・新任職員紹介） お花見会	安生園 安生園・ヘルパー・居宅 安生園
5月	交通安全教室（青森警察署） 虹ヶ丘町会街路花植え（町会主催）	安生園・ヘルパー・居宅 安生園・ヘルパー・居宅
6月	安生園カフェ 地域交流懇談会 感染症研修会	安生園 安生園・ヘルパー・居宅 安生園・ヘルパー・居宅
7月	地域防災協力隊合同夜間防災訓練 安生園夏祭り 虹ヶ丘町会夏祭り参加（町会主催）	安生園・ヘルパー・居宅 安生園・ヘルパー・居宅 安生園
8月	ねぶた祭観覧 安生園お盆墓参り	安生園 安生園
9月	敬老会 防災訓練（BCP地震・感染症・土砂災害等一部含む）	安生園 安生園・ヘルパー・居宅
10月	園庭整備・粗大ごみ処分 防災訓練（BCP地震・感染症・土砂災害等一部含む）	安生園 安生園・ヘルパー・居宅
11月	文化祭（作品展示・カフェ）	安生園
12月	大掃除 年忘れお楽しみ会	安生園・ヘルパー・居宅 安生園
1月	防犯講習会（青森警察署） 感染症研修	安生園・ヘルパー・居宅 安生園・ヘルパー・居宅
2月	節分だよ！ミニ運動会 防災訓練（BCP地震・感染症・土砂災害等一部含む） 安生園カフェ	安生園 安生園・ヘルパー・居宅 安生園
3月	転出職員紹介	安生園・ヘルパー・居宅

(2) 定例行事等

利用者定例行事等	内 容	回 数
各寮懇談会	利用者の意見聴取、園行事及びお知らせ周知等	毎月1回
第三者委員相談	利用者からの申出により第三者委員に苦情等の意見をする	毎月1回
転倒予防体操	利用者対象に健康維持活動	週5日
フレイル予防	健康指導・栄養指導・体力・骨密度測定・健康体操	随 時
出張販売(食品・日用品・催事・クリーニング等)	利用者対象に定期的実施される販売会	毎月 1～4回
理美容(有償)	希望する利用者に理美容業者が訪問し、カット、パーマ等実施	毎月2回
生きがい支援 (町内除草・交流活動等)	外部からの交流依頼等により、利用者が参加し交流を図る	随 時
市内遊覧	ドライブ・買物・飲食等	随 時
利用者嗜好調査	嗜好に合わせた食事提供の充実を図る	年1回
利用者満足度調査	満足度調査を実施し、環境や支援の改善を図る	年1回
広報「ひびき」発行	園での活動を家族等へ広報活動	年4回
利用者代表会議	利用者からの意見を踏まえ、園運営や行事について意見交換をする	年2回
安生園カフェ	出張販売等により市販のケーキ等を購入し、コーヒー、クリームソーダ等の提供し楽しむ	年2回
園内大掃除	換気扇や暖房器具などの清掃	年2回
環境整備(網戸清掃・除草等)	環境美化に努める	随 時

(3) 会議・委員会等

会議・委員会	所 属	回 数
全体会議	安生園・ヘルパー・居宅	年1回
支援課会議	安生園	毎月1回
入所検討会議・個別支援会議	安生園	随 時
苦情解決会議	安生園	随 時
虐待防止・身体拘束廃止委員会	安生園・ヘルパー・居宅	年4回
給食会議	安生園	毎月1回
厨房会議	安生園・委託業者	毎月1回
園内連絡調整会議	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
リスクマネジメント委員会	安生園・ヘルパー・居宅	毎月1回
感染症対策委員会	安生園・ヘルパー・居宅	毎月1回
フレイル予防委員会	安生園	年4回
衛生推進委員会(職場環境改善)	安生園・ヘルパー・居宅	年4回
防災委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
福祉サービスの向上及び自己評価委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
広報委員会	安生園・ヘルパー・居宅	年4回
環境整備委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
研修委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
園内装飾美化委員会	安生園	随 時
ヘルパー研修会・会議	ヘルパー	毎月1回
居宅定例会議	居宅	週1回

(4) クラブ活動

クラブ名	回数	クラブ名	回数	クラブ名	回数
音楽	年6回	書道	年6回	相撲星取り	年6回
華道	年6回	園芸	随時	カラオケ・ビデオ	毎月2回
創作	随時				

5 健康管理

利用者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活ができるように年間計画に基づき実施する。

【年間保健衛生実施予定表】

月	内容	月	内容
4月	春の定期検診	10月	秋の定期検診
5月	胸部X線間接撮影 骨密度・握力測定(フレイル予防)	11月	インフルエンザ予防接種 新型コロナワクチン予防接種
6月	食中毒対策強化、 嘱託医による保健衛生指導	12月	冬季の健康管理 感染症対策強化
7月	食中毒対策強化 夏の健康管理	1月	冬季の健康管理 感染症対策強化
8月	夏の健康管理 防虫対策・食中毒対策強化	2月	冬季の健康管理 感染症対策強化
9月	防虫対策・食中毒対策強化	3月	冬季の健康管理 感染症対策強化
毎月	検温・血圧測定、体重測定	毎週	定期通院(村上病院(火曜日))
嘱託医 診察	内科(月2回) 精神科(毎月第1木曜日)	通年	水分補給、健康体操
歯科 健診	歯科(年2回)	口腔 指導	歯科口腔衛生(年2回)

6 安全・防災管理

(1) リスクマネジメントの徹底

高齢者施設では、利用者の加齢に伴い転倒や誤嚥等の事故に繋がる頻度が高く、事故防止に向けリスクマネジメント委員会を毎月開催している。ヒヤリハット、アクシデント報告事例を基に、リスクマネジメント委員会で分析し、事故防止に努めるよう支援課会議等において周知徹底を図る。

(2) 交通安全対策

利用者への交通法規に対する理解を深めるため交通安全教室を開催する。また、日々の外出・通院時に注意を促すとともに、提示物での注意喚起や毎月の懇談会での啓発を積み重ね、意識の浸透を図る。

(3) 防災管理

利用者が安全で快適な生活ができるよう防災対策として次の事項を実施する。

- ① 日常的に火災の未然防止に心がけるとともに、非常事態における分担事項の徹底と利用者に対して、避難方法・災害防止・危険予防について周知徹底を図る。
- ② 消防署の指導の下に防災・避難訓練等を計画的に実施する。
 - ア 総合防災訓練の実施
 - イ 防災教室の実施
- ③ BCPに基づいた訓練の実施
 - ア 感染症対策訓練の実施
 - イ 地震・風水害訓練の実施
- ④ 防災担当者による自主点検及び法定点検の実施により、予防の徹底を図る。
- ⑤ 掲示された避難経路図を基に避難誘導の迅速化を図る。
- ⑥ 地域住民の協力（安生園地域防災協力隊）による夜間避難訓練等を実施し非常時の備えに万全を期する。

7 ボランティア・実習等の受入れ

利用者との交流、施設への理解及び支援活動を推進するとともに、ボランティアを積極的に受け入れ育成する。

養成校等の実習生、職場体験学生の受入れにあたっては、「実習受入要綱」に基づいて受入れに協力することを基本とし、実習効果を高めるためのプログラムを設け福祉人材の育成を目指して指導の充実に努める。

I 養護老人ホーム「安生園」

1 運営方針

- (1) 定員変更に向けた利用者の施設移行を進めるとともに、各市町村、地域包括支援センター、関係医療機関等と連携を図り安定した経営基盤の確保を目指す。
- (2) 利用者の権利擁護と意思決定を尊重した支援計画に基づいて、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する。
- (3) 利用者のアセスメントに合わせた介護予防に取り組み、要支援又は要介護者の介護サービス利用にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と連携し、介護サービスの提供に努める。
- (4) 利用者が快適な生活が送れるよう、居住環境の整備、感染症予防、生きがいの創出、虐待防止、リスクマネジメントの強化に留意して支援する。
- (5) 利用者の高齢化に伴うニーズの多様化（認知症、虐待、触法等）に対応した職員研修の充実に努め、対応力の強化に努める。
また、実習生、ボランティア、中・高校生の職業体験学習を積極的に受け入れ、福祉事業への啓発に努める。
- (6) 地域に開かれた施設として、地域住民と交流及び連携を図り、福祉ニーズの把握に努める。

2 重点事項

- (1) 安定的経営基盤の確保
令和 10 年度からの施設移転に向けて、入所者数の定員変更と利用者の施設移行を進める。また、青森市高齢者福祉・介護保険事業の第 9 期及び 10 期計画において、特定施設指定申請手続きを進め経営の安定を目指す。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上

利用者個々の身体機能、認知機能、生活機能等の低下予防に向け、食事、口腔ケア、余暇活動等の充実に努め、特性に配慮した支援に取り組む。

(3) 虐待の防止

高齢者の虐待防止と権利擁護について職員研修及び研鑽を重ね、利用者が安心して生活できる環境作りを進める。

3 事業概要

(1) 事業名 養護老人ホーム

(2) 定員 60人

(3) 概要

老人福祉法に基づき、原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において一人で生活することが困難な方を養護するとともに、社会活動に参加するために必要な支援及びその他の援助を行う。

(4) 支援目標

- ① 自立した生活形成に向け、利用者個々の意向と状態を把握し、長く生活できるよう適切な支援につなげる。
また、終末期を迎えた利用者について、医療と連携し可能な支援とサービス提供に努める。
- ② 利用者健康管理に努め健康診断及び歯科検診、口腔衛生、予防接種等を通し、疾病の予防、早期発見・治療に努め、日常の保健衛生意識の向上を図る。
また、手洗いやうがい、消毒の励行と健康の保持と感染症予防に努める。
- ③ 個々の希望に添えるように園内外活動とクラブ活動を見直し、生きがいづくりと、余暇活動の充実に努める。
- ④ 苦情解決事業による利用者の日常的な状況把握と意見傾聴のため、相談・意見箱の設置及び満足度調査を実施する。併せて、高齢者の虐待防止と人権擁護に取り組み、安心して生活できるように努める。

II 訪問介護事業所「ヘルパーステーションあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要支援又は要介護状態と認定された場合に、入浴・排泄・食事・通院介助等の「身体介護」、洗濯・掃除等の「生活援助」を行うことにより、その利用者が可能な限り居宅及び安生園において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援する。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

養護老人ホーム安生園理利用者の施設移行に伴い、契約者数及び居宅介護料収入は減少となるが、月平均利用者37人、年間収入19,346千円を目指す。また、園内利用者のサービスの掘り起こしを継続して行い、利用者の潜在ニーズに着目し、サービスの提供に繋げる。

(2) 職員の資質向上

毎月の事業所内研修及び外部研修の機会を多く持つことにより、ヘルパーとしてのスキルアップを図り、信頼される事業所を目指す。

3 事業概要

(1) 事業名 訪問介護事業・介護予防訪問介護相当事業

(2) 概要

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者で、要支援・要介護者に対して指定訪問介護計画等に基づき、入浴・排泄・食事・通院等の介助、洗濯・掃除等の日常生活に必要な支援を個別に訪問して実施する。

(3) 支援目標

- ① 訪問介護及び介護予防訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態にならないよう予防に資するように目標設定し、ADLの維持・向上を目指す。
- ② サービス利用計画に基づいた適切なサービスに努める。
- ③ 訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に支援するとともに利用者又は家族(身元引受人)に対し、サービスの提供方法等について理解できるように説明する。
- ④ 利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、信頼関係を築く。
- ⑤ 自ら提供する指定訪問介護等のサービスの質の評価を行い、その改善に努める。

Ⅲ 居宅介護支援事業所「居宅介護支援センターあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要介護状態と認定された場合に、利用者の選択に基づき、その有する能力に応じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、可能な限りその居宅等において、自立した日常生活を営むことができるように支援する。また、養護老人ホーム安生園の施設移転により契約利用者が減少することから事業所閉鎖も見据え、契約利用者が新しい事業所への移行が円滑に行われるように、他居宅介護支援事業者との連携を強化する。

2 重点事項

(1) 円滑な利用者移行支援

事業所廃止を見据えた計画的な利用者支援及び移行支援を行い、事業所閉鎖まで安定的な事業運営に努める。

(2) 職員の資質向上

外部研修等に参加するほか、事業所内研修や事例検討を重ねることにより、介護保険制度だけでなく、他制度に関する理解も深めることで、ケアマネジメントの質の向上を図る。

3 事業概要

(1) 事業名 居宅介護支援事業

(2) 概要

介護保険において要介護状態と認定された方に対して在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者の心身の状況や環境、意向等を勘案して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスが確保されるよう、事業者等との連絡調整を行う。

また、市町村、地域包括支援センター等からの依頼による介護保険認定の申請・更

新等の申請代行や介護に関する様々な相談に応じる。

(3) 支援目標

- ① 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ② 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

第4 障害者総合福祉センターなつどまり事業計画

1 運営方針

令和8年度の運営にあたり、法令遵守の徹底と権利擁護を推進し、特に意思決定支援と虐待防止の徹底強化を図る。また、地域共生社会における地域との連携を密にし、様々な社会資源を活用しながら、利用者の尊厳の維持と安心して快適な生活を送れるよう、家族や関係機関等との連携も大切にし、より充実したサービス提供を行う。

令和8年度は、新たな「青森県すこやか福祉事業団基本計画」が始まることから、課題への取組計画を踏まえ、確実な執行に努める。

特に、安定した経営基盤の強化として、満床維持に向けて迅速な対応を心掛け、しらかば寮、さつき寮の各利用者の様態に応じた利用調整を随時行う。また、費用対効果を見極めながら、行事等の実施方法の見直し・工夫により経費削減を図っていく。施設設備の経年劣化で修繕や更新が必要なものは、費用の大小や緊急性を勘案し慎重に対応していく。

人材確保については、今年度初の外国人採用に伴い、働きやすい環境づくりとしての5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動は引き続き推進し、全職員の良好なコミュニケーションで、より良い職場環境での育成と定着の醸成を図り、ハラスメント防止にも繋げていく。また、多様な働き方も含めた人材確保をすすめ、OJTや計画的な研修受講（サポーターズカレッジの受講含む）により育成・定着に努める。

2 職員の状況

所 属	所長	寮長	課長	主任	副主任	支援員	看護師	事務員	栄養士	運転員	専任 当直員	合計 (人)
総務課	1		1		(1)※			3	2	1	3	11
しらかば寮		1	2	3	6※	36	1					49
さつき寮		(1)※	1	2	4	22	2					31
合 計	1	1(1)	4	5	10(1)	58	3	3	2	1	3	91

※所長はさつき寮長（1）を兼務とし、総務課副主任（1人）は栄養士、しらかば寮副主任（6人）に看護師計1人含む。

※さつき寮相談支援事業所はさつき寮として集計し、嘱託医は除く。

3 なつどまり共通会議・委員会

会議・委員会	回数
全体会議	年1回
なつどまり管理会議	毎月1回
防災管理委員会（BCP検討含む）	随時
衛生委員会・感染症対策委員会（BCP検討含む）	毎月1回
給食委員会	毎月1回
人権委員会	毎月1回
苦情解決委員会	
虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会	
広報委員会（ホームページ含む）	随時
研修委員会	随時

ICT・介護機器活用検討委員会	随時
環境整備委員会（除雪含む）	随時

4 職員研修

当法人の人材育成実施要綱及び施設内研修計画に基づいた研修を実施し、高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成する。特に、新任職員の早期戦力化に向け、新任職員育成プログラムを作成し実施するほか、施設全体でOJTを推進する体制に努める。

また、高齢化及び重度化した利用者や精神疾患を抱える利用者など、特別な支援が必要な利用者に対して、専門的支援を継続して提供できるよう、強度行動障害や認知症に関する研修を実施する。併せて、外国人採用に伴い、介護知識や技術の習得における職場でのOJTを円滑に進める上で、文化や言葉の壁を上手くクリアしていけるよう、コミュニケーションや伝え方等の工夫をしながら進めていく。なお、自己啓発の機運を高め自律的学習を促すために、サポーターズカレッジの受講を積極的に活用するよう促すとともに、専門性の向上に向けた社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの資格取得を推奨する。

5 健康管理

定期健診（血液検査・心電図・結核検診・血圧測定・尿検査）や癌検診（20歳以上の女子利用者には乳癌検診、30歳以上の女子利用者には子宮癌検診、40歳以上の利用者には胃癌及び大腸癌検診）を実施しながら、嘱託医（精神科）や家庭との連携を強化し、疾病の早期発見及び早期治療に努める。

なお、協力医療機関はもとより、緊急時には県立中央病院や嘱託医、家族等と連携し迅速に対応する。

6 食 事

食事は利用者の健康保持のため重要なものであり、施設生活における大きな楽しみの一つでもあるので、少しでも家庭的な雰囲気の中、楽しくゆっくりくつろいだ食事ができるように配慮しながら提供する。

また、季節の食材を取り入れた多彩な献立や暦行事に合わせた行事食等の提供に努めるとともに、利用者の栄養・健康状態に着目した栄養マネジメントを実施するほか、嗜好調査や給食委員会において、利用者等の意見・要望を取り入れながら、状態に合わせた食事形態を試行するなど利用者の食生活の充実に努める。

7 安全・防犯対策

(1) 安全対策

- ① 利用者の安心・安全な生活を維持するため、事故等の未然防止に努めるとともに、施設設備の保全に万全を期す。
- ② 事故発生時においては迅速な対応及び職員間の連携が必要であるため、各種マニュアルの周知徹底を図るとともに、インシデント、アクシデントレポート等の速やかな報告と内容の検討により対応策を講じる。

(2) 防犯対策

外部からの不審者等の侵入に対する危機管理の観点から、利用者の安全確保を最優先とした、危機管理体制マニュアル（不審者対応）の周知徹底を図るとともに、不測

の事態を想定した不審者等に対する防衛用具の使用方法及び対応・実技について専門機関（警察等）の協力を得て訓練を実施する。

8 災害・感染症対策

(1) 災害対策

- ① 新採用及び転入職員等に対し、非常時における対応について防災教育を行う。
- ② 消防・防災（風水害等）計画に基づいて消防訓練及び風水害等を想定した訓練を実施するとともに、地域防災協力隊や関係機関との連携強化を図る。また、防災及び関連設備、機器の取扱い、使用方法について周知を図る。
- ③ 非常時の備蓄食品（水・食材）として、常時3日分を確保するとともに、保管にあたっては、衛生面や保管場所を分散させるなどに留意する。
- ④ 自然災害におけるBCPに基づいて研修及び訓練を実施し、災害対策の強化を図る。

(2) 感染症対策

- ① 感染対策指針に則り、感染対策委員会の定期的な開催及び内容についての周知徹底、BCPに基づく定期的な研修及び訓練を実施し、感染症対策の強化を図る。
- ② 感染者発生時は、迅速なゾーニング等感染拡大予防策を講じて、感染範囲を最小限にし、短期間に収まるよう努める。

9 実習・ボランティアの受入れ

地域の住民や学校等によるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つであり、積極的かつ計画的に受け入れし、施設の機能をより発展させるようにする。

また、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験学習（小学生の職場見学、中学生の職場体験、高校生のインターンシップ等）へ協力し、養成機関から依頼された実習については、県外、県内を問わず人材育成の見地からできる限り受け入れする。

ただし、感染症の流行状況等を踏まえながら予防対策を最優先にして取り組む。

10 地域社会との連携

地域に開かれた施設として、施設運営に関しても地域住民と連携し交流促進に努める。

また、関係機関等と連携し、短期入所事業や日中一時支援事業、地域生活支援拠点事業を実施し、地域で生活する障害児者を支援する。

さらに、共生社会の実現と社会福祉法人の使命である社会貢献の観点から、多様化・複雑化が進む地域の福祉ニーズを的確に把握しながら対応していく。特に、地域連携推進会議を有効活用し、身近な地域でのニーズ把握と、目的とされている利用者と地域の関係づくり、施設利用者に関する理解促進、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護のために取り組む。

第4-1 障害者支援施設「しらかば寮」事業計画

【基本理念】

利用者一人ひとりが安心して、明るく楽しい生活が送れるように真心をもって支援します。

【基本方針】

- 1 利用者の立場に立って、一人ひとりの権利を守ります。
- 2 潤いと生きがいのある生活が送れるよう、よりそう支援や介護ケアを行います。
- 3 利用者、家族、職員が一体となり相互の幸せを目指します。
- 4 地域とのつながりを大切にし、信頼される施設を目指します。
- 5 いつも笑顔のある職場づくりに努めます。

1 運営方針

しらかば寮の基本理念・基本方針に則り、利用者の主体性と意思決定を最大限に尊重した利用者本位のサービス提供に努める。併せて、利用者の基本的人権、権利擁護を支援の根幹とし、多様なニーズに基づいた適切な支援を提供する。

近年、利用者の重度・高齢化が顕著に見られ、障害支援区分の平均が5.4となり、そのうち障害支援区分5以上の利用者が全体の86%（69人）、更に強度行動障害を併せ持つ利用者が年々増加傾向にあり、全体の58%（47名）を占めている。

高齢者支援においては、65歳以上の利用者が28%（22人）と加齢や疾病によるADLの低下により介護の度合いや通院、長期入院に至る割合も高くなっている。

この現状を踏まえ、令和8年度の運営にあたっては、安定した経営基盤の強化に向け、入所定員の維持、空床期間の短縮に向けた待機利用者の獲得、体験利用の積極的受け入れ等、相談支援事業所、法人内事業所、関係機関等と連携を強化し、入所定員80人の満床に向けた取り組みを引き続き進めていく。

利用者支援では、意思決定支援の原則のもと、令和8年度より地域移行等意向確認が義務化され、すべての利用者に対し地域生活への移行に関する意向を確認し、利用者の希望に応じた福祉サービスの利用を促進することが求められることから、生活のあらゆる場面で本人の意向や選択肢を尊重できるよう、個別支援会議等における本人参加型の体制を引き続き行っていく。

併せて、感染症及び自然災害等のリスクに備え、利用者の生命と安全を最優先に考え、最新の情報を取り入れながら管理体制の整備を徹底する。

2 重点事項

(1) 利用者支援の充実

- ① 専門的知識習得のための研修への参加（発達障害、介護スキルの向上）
- ② コンサルテーションの積極的活用と障害特性に応じた個別支援の実施
- ③ 効果的な支援を協議する会議の在り方について検討
- ④ 利用者の介護度に合わせた介護の実践

(2) 安定的経営基盤の強化

- ① 相談支援事業所、各関係機関（病院等）との連携強化
- ② 入所に向けた見学、体験利用の積極的実施
- ③ 空床期間の短縮に向けた入所待機利用者の獲得

(3) ICT介護機器の推進

- ① ICTを活用した業務体制の整備
- ② 介護ロボット、介護機器の導入による介護負担の軽減
- (4) 障害福祉サービスの適正化の推進
 - ① 虐待防止への取り組みの強化
 - ② 地域移行等意向確認の実施
 - ③ 各種マニュアルの整備、見直し
- (5) 生活支援環境の整備
 - ① 居住環境の整備（居住棟再編に向けた検討含む）
 - ② 利用者の実状（心身の状態）に合わせた食事提供の見直し
 - ③ 障害特性に合わせた支援体制の整備

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

※なつどまり事業計画参照

5 行事

(1) 年間行事

月	内 容	月	内 容
4月	・定期健診 ・利用者説明会 ・花見会 ◎合同清掃奉仕活動	10月	・定期健診・利用者説明会 ・ハロウィン
5月	・結核検診 ・防災訓練 ・大掃除 ・県障害者スポーツ大会	11月	・出張販売祭り (キッチンカー、屋台等) ・地域連携推進会議 ◎平内町民文化祭
6月	・大腸がん検診 ・BBQ ・保護者懇談会	12月	・クリスマス会 ・大掃除
7月	・七夕会 ・総合消防訓練	1月	・新年会 ・成人を祝う会
8月	・納涼会 ◎ひらない夏まつり ◎高森山お山参詣	2月	・節分 ・防災訓練
9月	・長寿を祝う会・大掃除 ・胃がん、乳がん検診	3月	・桃の節句 ・利用者説明会

※個別・小グループ外出（買物、ドライブ等）については、利用者、家族等の意向を尊重し随時実施する。

※◎の活動は、地域との交流活動

(2) 定例行事

内 容	回 数
・体重測定 ・環境整備	毎月1回 週1回（毎週水曜日）

・理容、美容	毎月3回
・生活訓練（調理体験等）	毎月1回
・クラブ活動（書道）	毎月2回
・エコクラフト	毎月1回
・苦情相談受付（第三者委員）	毎月1回
・チェアヨガ	毎月1回
・アニマルセラピー	年4回
・精神科医診察	毎月1回
・内科医診察	毎月1回
・歯科医診察	毎月4回

(3) 会議・委員会

① 寮内会議

会議	内容	開催
寮会議	寮全体に係る連絡事項や懸案事項を協議するほか、研修・見学等の報告の場とする。	随時
事業調整会議	寮運営に関わる基本的問題及び提案事項についての協議及び事前調整を図る。収入分析や満床に向けてのホーム編成等の検討を行う。	随時
課支援会議 (ホーム会議を含む)	寮長、課長、サビ管からの連絡事項及び下記の諸会議の報告、各課における生活環境、行事、班活動、支援内容等を協議する。また、身体的拘束廃止に向けての検討を行う。	月1回
ユニット会議 (個別支援計画会議を含む)	各ユニットの支援内容について検討協議する。利用者の個別支援計画についての目標設定、課題の整理、支援内容等を協議する。	月1回
ユニットリーダー会議	各ユニットの人材育成等について、協議する。	随時
入所検討会議	新規に入所希望があった場合、必要な資料等をもとに入所が可能か検討協議する。	随時

② 寮内委員会（重点事項）

委員会	内容	開催
リスクマネジメント委員会	インシデント、アクシデント事案を収集し、対応策や未然防止策の検討を行う。	月1回
行動障害の強い利用者支援の充実委員会	行動障害を有する利用者に関する組織としての理解、支援力向上を目的とした検討及びコンサルテーションの活用、個	随時

	別活動の検討を行う。	
高齢利用者の支援の充実委員会	高齢化に伴う組織としての理解、支援力向上を目的とした検討及び介護ロボットの導入や介護予防、認知症への取り組みを行う。	随時
生活支援環境整備委員会	生活支援環境の整備及び ICT を活用した業務の効率化について検討を行う。	随時
サービス適正化の推進委員会	利用者の権利擁護推進に向け、更なるサービスの質の向上に向けた検討、取り組みを行う。また、業務内容を精査し効率化を図る取り組みを行う。	随時

I 生活支援第一課・生活支援第二課

1 生活介護事業

(1) 定員 80人

(2) 概要

常に介護を必要としている方に対して、主に昼間に、入浴、排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、買物等の社会的活動や余暇活動の支援のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

生活支援第一課においては、発達障害や支援度が高く生活全般にわたって細かな支援を必要としている方に対しての支援を行う。

生活支援第二課においては、主に高齢期を迎えた方、あるいは身体機能の低下により介護が必要となられた方に対して、日常生活上必要な支援を行い、維持向上を目的として支援する。

(3) 支援目標

- ① 自ら意思を決定することが困難な利用者に対し、あらゆる日常生活や社会参加の中で経験する機会を多く提供し、自らの意思が反映されるよう意思決定支援に基づいた支援を行う。
- ② 利用者一人ひとりの尊厳と人格を尊重し、虐待防止や身体拘束適正化に努め、利用者の権利擁護の推進に向けた取組を行う。
- ③ 利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、利用者一人ひとりの障害特性に合わせた利用者本位のサービスの提供に努める。特に高齢による身体機能の低下、認知症疾患、医療的ケア等を必要とする利用者については、日々の生活リズムを大切にしたりある支援やケアに努めるとともに、利用者及び家族の意向に基づいた介護保険施設への移行について進めていく。
- ④ 医療・看護ケア体制の充実を図り、感染症の予防及び疾病の早期発見・早期治療に努める。また、事故の未然防止の徹底を図るため、リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、対応策の検討及び再発防止に努める。
- ⑤ 地域移行等意向確認の実施に向け、すべての利用者に対し地域生活への意向や施設外の福祉サービスの利用に関する確認を定期的に行いサービスの質の向上に努める。

- ⑥ 利用者や家族等から寄せられた苦情、要望等については真摯に受け止め、苦情解決実施要綱に基づき迅速かつ誠意ある対応に努め、サービスの質の向上を図る。
- ⑦ 実習生、ボランティア、インターンシップ等の受け入れについては、人材育成や外部の視点を施設へ取り入れることを目的に積極的な受け入れを行う。併せて、各種団体や地域行事等への参加を通じて、事業所の理解促進と地域社会との繋がりを大切にする。

2 施設入所支援事業

- (1) 定員 80人
- (2) 概要

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。生活介護などの日中活動と併せて、夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援する。

また、生活支援第一課においては、障害が重い方、生活支援第二課においては、高齢期、あるいは身体機能の低下のため介護が必要な方に対して日常生活上必要な支援を行う。

- (3) 支援目標

生活介護事業の支援目標のとおり

※日常生活の場として、日中活動の支援との整合性を図りながら支援を行う。

3 短期入所事業

- (1) 定員 空床型
- (2) 概要

在宅生活において、その介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする障害者等に対し、短期間入所させ、入浴排泄及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。

- (3) 支援目標

生活介護事業の支援目標のとおり

4 日中一時支援事業

- (1) 定員 2人
- (2) 概要

平内町の地域生活支援事業として、在宅利用者の家庭の介護負担を軽減するため利用者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練を行う。

第4-2 障害者支援施設「さつき寮」事業計画

【基本理念】

一人ひとりの個性や価値観を大切にし、地域社会と協調しながら、快適で安心できる生活を支援します。

【基本方針】

- 1 利用者とのコミュニケーションを大切にします。
- 2 気づきを大切にし、より良いサービスを提供します。
- 3 地域に信頼される施設を目指します。
- 4 いつも笑顔のある職場づくりに努めます。

1 運営方針

さつき寮の運営に当たっては、障害者総合支援法等、各種法令を遵守するとともに、法人理念及びさつき寮の基本理念・基本方針に基づき、多様な個性や価値観を尊重し、地域コミュニティの一員であるという意識のもと、心身ともに安定した生活が続けられる生活支援を提供する。

さつき寮は授産施設として設置されてきた経緯から生産活動を中心とした日中活動を展開してきたが、就労事業の進展や利用者の重度化、高齢化等により作業班の在り方の転換期に来ている。また、新規通所利用者獲得に向けて、魅力ある日中活動の提供が必要であるため、今後のさつき寮における日中活動を再編するための検討を進めていく。

2 重点事項

- (1) 安定した経営基盤の強化
 - ① 入所利用者の定員（60人）満床維持
 - ② 生活介護利用者数60人以上の維持と利用率93%を目標とした安定的経営
- (2) 魅力ある日中活動の展開
 - ① 利用者の意向確認や収支状況を踏まえた、作業班体制の見直し
 - ② 旧館や屋外の設備を含めた活動場所の確認及び検討
- (3) 支援の質の向上と業務効率化
 - ① 専門性を高める研修への参加
 - ② 職員ユニット制によるOJTの実施
 - ③ ICT技術の活用による情報共有の効率化
- (4) 生活支援サービスの充実
 - ① 社会生活スキル学習の実施に向けた準備
 - ② 介護予防運動の充実
 - ③ スポーツ活動、創作活動等の趣味活動の推進
- (5) 地域との連携強化
 - ① 地域連携推進会議等を活用した地域ニーズの把握
 - ② 近隣団体行事への参加

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

※なつどまり事業計画参照

5 行事

(1) 年間行事

月	内 容
4月	・定期健診 ・利用者説明会 ・花見会 ◎合同清掃奉仕活動
5月	・結核健診 ・防災訓練 ・県障害者スポーツ大会
6月	・大腸がん検診 ・大掃除 ・保護者懇談会
7月	・花火会 ・七夕飾り ・総合消防訓練
8月	・納涼祭 ◎ひらない夏祭り ◎高森山お山参詣
9月	・胃がん、乳がん検診
10月	・定期健診 ・さつき交流会
11月	・利用者忘年会 ◎平内町民文化祭
12月	・クリスマス会 ・大掃除
1月	・新年会
2月	・節分 ・防災訓練
3月	・利用者慰労会 ・大掃除

※買物、レクリエーション、旅行や外泊等については利用者、家族等の意向を尊重し個別も含め随時実施する。

※◎の活動は、地域との交流活動。

(2) 定例行事

内 容	回 数
・朝会（利用者及び職員参加）	毎週初日
・体重測定	毎月1回
・誕生会	毎月1回
・理容・美容	毎月3回
・苦情相談受付（第三者委員）	毎月1回
・環境整備	毎月1回（4～11月）
・内科医診察	毎月1回
・精神科医診察	毎月1回
・歯科医診察	毎月4回

※面会については個々に応じた様々な方法で（オンライン、個別等）随時実施する

(3) 会議・委員会

①寮内会議

会 議	内 容	開 催
寮会議	・寮長、課長、サービス管理責任者、各会議、各業務担当からの連絡事項及び懸案事項の協議 ・支援内容の状況等報告及び協議	月1回

	・伝達研修 他	
生活支援会議（男子）	生活支援内容等の見直し・協議	月1回
生活支援会議（女子）	生活支援内容等の見直し・協議	月1回
入所検討会議	新規利用者入所に係る協議及び調整	随時
ケース検討会議	検討を要する利用者の支援内容の見直し・協議	随時
個別支援計画作成会議 （モニタリング会議）	個別支援計画作成に関連する協議 利用者の地域移行等意向の確認	随時

②寮内委員会

会 議	内 容	開 催
リスクマネジメント委員会	インシデント、アクシデント事案を収集し、対応策や未然防止策の検討	月1回
発達障害支援力向上委員会 （自閉的傾向の強い利用者支援）	発達障害に関する組織としての理解、支援力向上を目的とした検討	随時
高齢利用者支援力向上委員会 （身体機能低下及び認知症傾向のある利用者支援）	高齢化に伴う組織としての理解、支援力向上を目的とした検討 介護予防運動の充実に向けた調整	随時
サービスの質の向上委員会	福祉サービス自己評価、利用者満足度調査の結果を踏まえ、改善・向上を目的とした検討 寮内各種マニュアルの見直し・検討	年6回
日中活動検討委員会	活動内容の充実を図る検討 （班体制、行事、レクリエーション、スポーツ活動、開所日等） SST普及についての調整等	月1回

I 生活支援課

1 生活介護事業

(1) 定 員 60人

(2) 概 要

主に日中において、介護を必要としている方に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。

生産活動は、4つの作業種目（クリーニング班、林産班、加工班、ゆとり加工班）を取り入れ、稼働日数、活動意欲などを考慮して工賃を支給し、活動意欲、日常生活の維持向上を目的として支援する。

(3) 支援目標

- ① 利用者一人ひとりの人権を尊重し、本人の意向や選択に沿う支援に心掛け、虐待防止や身体拘束等適正化の推進に努めるとともに、規程やマニュアル、指針等の周知徹底を図り権利擁護に努める。

- ② 利用者の地域移行等意向確認を行い、ニーズに沿った個別支援計画を作成し、その進捗状況を確認しながら、支援計画の見直しを含め弾力的・効果的な対応を図る。
- ③ 利用者の生活の場、日中活動の場として、楽しく潤いのある時間を過ごすことができるように良質かつ適切なサービスの提供に努める。
- ④ 利用者が快適に日常生活を送れるよう住環境の保全を図り、必要に応じ改修等の対応に努める。
- ⑤ 地域の各種団体や地域自治会の行事への積極的参加を通し、地域社会との連携を図る。また、実習生、ボランティアについては、規程やマニュアルの見直しを行うとともに、受入れを積極的に進めていき、社会資源の開発と地域貢献を図る。
- ⑥ 利用者の感染症の予防及び疾病の早期発見・早期治療に努める。また、リスクマネジメント意識の強化を図り、事故の未然防止、事故発生時の速やかな対応と再発防止に努める。
- ⑦ 利用者・家族等への情報提供に努めるとともに、寄せられた苦情要望等に対し、早期に改善等を図り、迅速で誠意ある対応に努め、安心・安全なサービスに繋げる。
- ⑧ 利用者自らが、より良い生活を目指すことができるよう、エンパワーメントの理念を尊重したサービスに努める。
- ⑨ 利用者の要望を受入れながら、生きがい支援（レクリエーションや行事）とQOLの向上に努める。

(4) 作業班内容

作業班については、利用者の意向や収支状況、支援効果を踏まえ再編について検討を進める。

- ① クリーニング班
なつどまり内一般衣類及び寝具のクリーニング作業
- ② 林産班
しいたけ栽培作業や焚付用薪の生産・出荷
- ③ 加工班
軽作業（古紙選別等）
- ④ ゆとり加工班
軽作業（紙ちぎり、チラシ折り等）や個別活動（自立課題、レクリエーション、運動）

2 施設入所支援事業

(1) 定員 60人

(2) 概要

主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。日中活動とあわせて夜間等におけるサービスを提供することで、日常生活を継続して支援する。

居住棟は男子棟と女子棟に分かれて、それぞれの棟内での活動を行うとともに、夜間におけるサービス提供を行う。

(3) 支援目標

生活介護事業と同様の支援目標とする。

3 短期入所事業

(1) 定員 空床型

(2) 概要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、入浴、排泄及び食事の介護、その他必要な支援を行う。

II 相談支援事業所なつどまり

1 運営方針

利用者の求める要望等を基に、心身の状況やその置かれている環境及び条件に応じた適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供することを基本方針に据え、地域資源との連携及び地域資源の開発を図り、平内町をはじめとする各市町村等との連携に努める。

2 重点事項

- (1) 関係団体との連携強化の継続
関係機関・団体との継続した連携の強化
- (2) 苦情や要望に対する相談体制の維持
利用者及びご家族の意向に配慮した丁寧かつ適切な対応の維持
- (3) 年間における黒字収支の維持
行政や医療機関、他各関係機関と連携しての新規契約者の受け入れによる、利用件数及び黒字収支の維持

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

※なつどまり事業計画参照

5 主な年間の会議

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 事業所会議 | 月 1 回 |
| (2) 平内町地域ケア会議 | 月 1 回 |
| (3) 平内町自立支援協議会 | 年 1 回 |

6 事業概要

(1) 特定相談支援事業

① 概要

障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスを利用するためサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 支援目標

ア 本人のニーズや多面的なアセスメントに基づく、具体性のあるサービス利用支援（サービス等利用計画の作成）を行う。

イ 各事業所に誤解なく、また効率よく計画や情報等を周知する。

ウ 概念的にも数値化された継続サービス利用支援（モニタリング）と、発展連続性のあるサービス利用支援を行う。

エ 関係機関とのスムーズかつ適正な連携、情報共有ができる関係を構築する。

オ 法人内関係機関とは中立公正な事業所立場を保持しつつ、綿密かつ効率的な連携を行う。

(2) 障害児相談支援事業

① 概要

障害児及び保護者からの相談に応じ、障害児通所支援サービスを利用するための障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 支援目標

ア 本人及び家族のニーズ、多面的なアセスメントに基づく障害児支援利用援助(障害児支援利用計画の作成)を行う。

イ 各事業所に誤解なく、また効率よく計画や情報等を周知する。

ウ 概念的にも数値化された継続障害児支援利用援助(モニタリング)と、発展連続性のある障害児支援利用援助を行う。

エ 関係機関とのスムーズな連携、情報共有ができる関係を構築する。

7 平内町委託事業

(1) 相談支援事業

① 概要

平内町からの依頼要請により、障害児者等からの相談への対応、必要な情報提供や助言・障害福祉サービスの利用に係る支援、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な支援等を行う。

② 業務内容

ア 福祉サービスに係る相談や助言

イ 社会資源や専門機関の紹介・情報提供

ウ ケアマネジメントの実施

エ ライフスタイル向上に向けた助言

オ 権利擁護に必要な援助の提案と促進

(2) 地域生活支援拠点等事業

① 概要

平内町で生活している障害児者の重度化や高齢化・親亡き後を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れの際の対応、体験の機会・場の提供、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じ、障害児者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供を行う。

② 業務内容

ア コーディネーターとして、平内町役場や登録事業所等と連携し、利用者の緊急時の受入先の調整や手続き、その他必要な支援や相談等を行う。

イ 長期入院・入所、または親元からの自立を考えている障害者が、グループホームや通所事業所などを体験する機会・場の提供や調整を行う。

ウ 平内町自立支援協議会が主となる、地域課題の解決に向けた分析・検証を行う場へ参加。

第5 青森県長寿社会振興センター事業計画

1 運営方針

青森県長寿社会振興センターは、青森県長寿社会憲章を念頭に置き、高齢者の生きがいと健康づくり及び地域活動を推進するため、社会の各分野において高齢者の活発な社会活動の振興を図ることを目指していく。

2 重点事項

- (1) 当センター事業におけるSNSの活用
- (2) あおもりシニアフェスティバル文化イベント開催内容の充実
- (3) 健康教室の継続開催（自主事業）

3 職員の状況

職名	所長	副所長	事務員	合計
職員数 (人)	1	1	5	7

4 職員研修

一般財団法人長寿社会開発センター等の関係団体が開催する研修会及び資格取得研修に参加させ、資質の向上並びに自己研鑽に努める。

5 事業概要

(1) 全国健康福祉祭・あおもりシニアフェスティバル開催事業

① 全国健康福祉祭派遣事業

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが共に支えあう地域共生社会の実現に寄与するために派遣する。

ア 会 期 令和8年11月7日（土）～11月10日（火）

イ 開 催 地 埼玉県（さいたま市ほか）

ウ 派遣種目等 スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会、美術展への出品

エ 派遣人員 約115人（選手110人、事務局等5人）

② 第27回あおもりシニアフェスティバル開催事業

高齢者のスポーツ、文化活動等の祭典として、健康増進、社会参加及び世代間交流の促進を図り、ふれあいと明るく活力ある長寿社会づくりを目的として開催する。

○総合開会式、文化イベント

ア 開 催 日 令和8年9月5日（土）

イ 会 場 青森県総合社会教育センター

ウ 内 容 シニアフェスティバル文化・スポーツイベント開会式ほか

エ 来場者数 約1,000人

○スポーツイベント

ア 開 催 日 令和8年9月13日（日）ほか

イ 会 場 新青森県総合運動公園ほか

ウ 内 容 ラージボール卓球、テニス、ゲートボール、ペタンク、弓道、

剣道、グラウンド・ゴルフ、なぎなた、水泳、ターゲット・バードゴルフ、バウンドテニス、ウォークラリー、パークゴルフ、太極拳、ソフトバレーボール

エ 参加人数 約 1,500 人

○冬季スポーツイベント

ア 開催日 カーリングは 12 月上旬、スキーは 1 月下旬を予定

イ 会場 カーリングは青森市スポーツ会館、スキーは大鰐温泉スキー場

ウ 内容 カーリング、アルペンスキー

エ 参加人数 カーリング 30 人、スキー 30 人

- ③ 第 2 回あおもりシニア美術展～ねんりんピック美術展出品作品選考会～開催事業
県内高齢者の創作による美術作品を展示し、高齢者の文化活動と生きがいづくり、積極的な社会参加・世代間交流の促進を図り、ふれあいと明るく活力のある長寿社会の形成に資することを目的に開催する。

ア 会 期 令和 8 年 7 月 3 日（金）～ 5 日（日）

イ 会 場 青森市民美術展示館（青森市）

ウ 内 容 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の展示

エ 出品作品数 約 100 点

(2) 長寿な生活調査・発信事業

高齢者等の生活習慣・生活スタイル等を調査・収集した結果を紹介・広報し、県民の健康意識の向上に役立てる。

① 委員会の設置

ア 調査内容、掲載内容等について検討・調整するための委員会の設置

イ 編集委員 14 人程度（県内シニアライター、関係団体等）

② シニアライター養成研修

ア 開催日 令和 8 年 5 月

イ 会場 県内 5 か所（青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市）

ウ 内容 講師を招いて執筆方法等のフォローアップ研修

エ 参加人数 各会場 10 人程度

③ 県民への発信・広報等

ア 機関誌「あすなる倶楽部」の発行（年 4 回 計 16,000 部）

イ ホームページへの掲載

ウ ラジオ放送での県民への周知

(3) 青森シニアカレッジ事業

① シニアカレッジ開催

ア 5 月～翌 3 月まで計 18 回開催。

イ 募集人員 120 人、青森市を会場に一般教養、健康と生活、地域と歴史文化、クラブ活動等を学習する。

② サテライト講座の実施

遠方で受講できない高齢者を対象に、学びの機会をサテライト講座にて提供し生きがいのある生活基盤の確立の提供を実施する。

ア 開催回数 年 5 回

イ 開催場所 弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、十和田市

(4) 仲間づくり事業（自主事業）

① あすなろ友の会支援事業

当センターが組織化した高齢者自主活動組織「あすなろ友の会」の活動を支援する。

ア あすなろ友の会幹事会への支援

イ あすなろ遊学の旅への支援

ウ 各支部活動への支援

② 健康教室事業

健康の保持、増進への関心を高めるとともに、参加者同士の交流を図ることで新たな居場所づくり、仲間づくりにつなげていくことを目的として健康教室事業を実施する。

ア 開催回数 5月～翌年3月まで計22回開催。

イ 開催場所 青森市内

ウ 内 容 ニュースポーツ、脳トレ、口腔ケア等

(5) 介護予防事業（自主事業）

1市1町から受託し、高齢者が要介護状態もしくは要支援状態となることの予防を目的として介護予防事業を実施する。

単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の高齢者が周囲と交流を図り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

状況により、教室型介護予防事業が実施できない際には、介護予防に関する知識や実践方法を個々に郵送する「通信型介護予防事業」を実施し、内容の充実に努める。

① 介護予防事業

ア 委託先 五所川原市、大鰐町

イ 回数 五所川原市32回、大鰐町25回

ウ 内 容 運動機能の向上、栄養指導、口腔ケア、認知症予防、閉じこもり防止、脳トレ、ニュースポーツや軽スポーツ等の通所型介護予防事業

エ 参加人数 五所川原市80人、大鰐町50人 ※募集は各市町で実施

第6 青森県発達障がい者支援センター事業計画

【基本理念】

発達障がいがある方の乳幼児期から成人期にいたる各ライフステージにおいて、地域で安心して生活することができるよう、生涯にわたる継続した支援を目指します。

繋ぐ（つなぐ）：地域のあらゆる社会資源と協働して支援します。

集う（つどう）：ご本人、ご家族、支援者が集い、みんなで考えみんなで支えていきます。

育つ（そだつ）：一人ひとりのニーズと個性を大切に、あらゆる社会参加と自己実現を支援します。

1 運営方針

発達障がいを有する障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。また、関係機関との連携強化等により発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

県内3か所の発達障がい者支援センターと協働し、県内の発達障がい支援体制整備を促進する。

国、県、市町村及び北海道・東北ブロックの各発達障がい者支援センター、全国の発達障がい者支援センター等との情報交換と連携に取り組み、センター機能強化並びに職員の専門性とマネジメント力の向上を図る。

2 重点事項

(1) 発達障がい児者及びその家族の権利擁護、意思決定及び個人情報保護を尊重した支援の充実等、利用者本位の福祉サービスの向上

① 意思決定を重視した支援の強化

ア インフォームドコンセントに基づいた相談支援を行う。

イ 心理アセスメント及び支援等に関して、アカウンタビリティを重視する。

② 個人情報保護の徹底

ア 個人情報同意書を得る。

イ 個人に関する情報の保管等、取扱に留意する。

ウ 個人情報開示については、県の手続きを遵守する。

エ 多重関係に留意する。

オ 個人情報保護に関する研修会の受講、及び職員会議等で定期的に就業規則及び個人情報保護要綱、個人情報保護のガイドラインを確認する等、職員の意識向上を図る。

(2) 他機関との協働及びネットワーク構築

① 地域他機関との連携強化

ア 連絡協議会を1回以上開催する。

連絡協議会参加機関を、青年・成人期の発達障がい者の支援機関等とし、本ライフステージの発達障がい者支援に関する地域関係機関のネットワーク構築を図る。

イ 医療相談（精神科医師による相談）を年間6回以上開催し、事業利用目標件数を6件以上とする。

- ウ ペアレントメンター事業名を、「子育て家族交流会～ペアレントメンターと集う会」とし、東青地区・下北地区ペアレントメンターの活動を年4回以上とする。
- エ こたばの発達に関する相談会（言語聴覚士による相談）を年5回以上開催し、事業利用目標件数を5件以上とする。
- (3) 県内の他の発達障がい者支援センターとの連携による地域支援体制整備の推進
- ① 県内全域を対象とした主催研修会の際、他センターに事業協力を依頼し、協働するとともに、発達障がい支援に関する情報共有を行うなど、県内発達障がい者支援センター職員の質の向上を図る。
 - ② 県内発達障がい者支援センター職員を対象とした会議等に参加し、各センターの取組や現状等について意見交換等を行い、地域での支援に反映させる。
- (4) 地域の関係機関及び関係施設等の職員の人材育成を通じた地域の拠点作り。
県内支援者を対象とし、発達障がいに関する知識、支援技術、アセスメント及び、発達障がい児者の家族支援等をテーマとした研修会を年5回以上開催する。
- (5) 地域住民への発達障がいについての理解と普及啓発
- ① 世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間を開催する。
東青地区・下北地域を対象とした発達障がいに関連する研修会（オンライン）及びペアレントメンターによる傾聴事業、普及啓発パネル&メッセージアート&Word イラストレーターKonomi さん作品展示等の企画を年1回開催し、計50人以上の受講者を目指す。
 - ② 公開講座を開催する。
発達障がい児者の「感覚の特性及び関わり」に関する講座（オンライン）を年1回開催し、80人以上の受講者を目指す。
- (6) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室、こども家庭庁、文部科学省、発達障害・情報支援センター、全国の発達障がい者支援センター（特に北東北3県発達障がい者支援センター）等との情報交換及び連携
- ① 全国発達障害者支援センター連絡協議会総会及び実務者研修会に参加する（山形県で開催）。
 - ② 全国発達障害者支援センター連絡協議会役員（副会長）として、年間を通して会議に出席し、全国の発達障がい支援施策の動向や、発達障がいに関する最新の知見の把握を行い、当県での施策推進に努める。
 - ③ 全国発達障がい者支援センターを対象とした研修会に於いて講師を務め、全国の発達障がい者支援センター職員の人材育成に努める（国立リハビリテーションセンター学院主催「発達障害者支援センター職員研修会」にて）。
 - ④ 北海道東北ブロック情報交換会、研修会に参加する。

3 職員の状況

社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、教員（学校教諭、保育士、幼稚園教諭）等であって、発達障がい児者支援について、相当の経験及び知識を有している者とし、倫理の遵守、個人情報保護の徹底、自己研鑽を意識的に行う。

4 職員研修

発達障がい児者への支援は、常に新しい知見を捉えることが重要であり、柔軟な思考と多様性が求められる。このことから、職員各自が積極的に情報収集に努め、先進地域の発達障がい者支援センター、施設及び関係機関等の開催する研修会に積極的に参加

し、発達障がい児者支援に関する専門性とマネジメント力の向上に努める。また学び得た知識や、研修成果を当法人各所属及び地域の関係機関に情報発信する等、能動的に行動し、情報共有を目指す。

職員の専門性の向上を目指し、各職員 5 回以上発達障がい者支援に関する研修会を受講する（外部研修会受講のほか、内部研修受講及び主催研修受講含む）。

5 行 事

(1) 定例的行事

- ① 医療相談の実施 毎月第 2 木曜日の 15:00-17:00

6 事業概要

(1) 相談支援

- ① 発達障がい児者とその家族、関係機関からの相談に応じ、医療、保健、福祉、教育、就労、その他のサービス機関の利用及び制度利用等に関する情報提供を行う。
- ② 相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関と連携して支援のコーディネーターの役割を果たす。

(2) 発達支援

- ① 特別支援連絡協議会への参加のほか、保育園・幼稚園・学校・事業所等への機関コンサルテーションを実施する等、関係機関へのサポートを実施する。
- ② 保護者や支援者等に対して、本人の特性や強みや課題、及び関わり等について理解を深めるための「青森県子どもの発達支援ガイドブック」の活用に関する情報提供を行う。

(3) 就労支援

- ① 発達障がい者の方をその地域で支援するために必要な情報や支援等について、サービス機関の利用及び制度利用等に関する情報提供を行う。
- ② 就労支援関係機関等と連携して支援を行う。

(4) 普及啓発・研修

① 普及啓発

- ア 発達障がいの理解が深まるよう、ホームページを利用して発達障がい及び当センターの事業についての情報発信を行う。
- イ 世界自閉症啓発デー・ブルーライトアップ及び発達障がい啓発週間イベントを利用し、発達障がいに関する普及啓発事業を行う。
- ウ 「青森県子ども発達支援ガイドブック」について、ホームページへの掲載継続の他、各研修会、機関訪問支援、会議等で情報発信を行う。
- エ 地域の各機関等を対象とした、発達障がいに関する講演活動を年 10 回以上実施する。
- オ 保育所、学校、療育機関等を対象とした機関訪問支援を年 5 回以上実施する。

(5) 医師による医療相談

- ① 地域の精神科医による医療相談を月 1 回（2 ケース）開催。
- ② 保護者及びご本人を対象とする。

(6) 青森県発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい児者について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、関係機関等と連携・協働し、県内の発達障がい児者の福祉の向上を図る。

- ① かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業
 発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障がい児者等が日頃より受診する診療所の主治医、看護師等医療従事者を主たる対象とし、発達障がい児者への対応力向上を目的とし、研修会を開催する。また、福祉・教育・保健・労働と、多分野も受講対象とし、多分野間のネットワークの構築も目指す。年1回実施し、80人の受講を目標とする。
- ② 発達障がい者支援地域連携強化事業
 東青地域・下北地域を訪問支援対象とし、各地域の行政（母子保健・福祉担当等）、相談支援機関等と協働しながら、各地域で相談支援を実施する。地域の相談支援の拠点作り及び発達障がい児者及びご家族の福祉の向上を目指す。
 ア 東青地域・下北地域の機関（母子保健、教育、福祉等）と協働しながら、各地域で相談支援を実施する。年間5回以上の訪問支援を目指す。
- ③ 発達障がい児者支援スキルアップ研修事業
 発達障がいの特性理解等の講義を中心とした研修のほか、実際の指導・支援に直結する実践的な研修を開催する。
- ア 青森県子どもの発達と行動に関するチェックシート導入研修会
 本チェックシートのご概念及び尺度の使用法、解釈、県内自治体による本チェックシート実践報告等に関する研修会を、年1回開催する。対象を、自治体保健師及び医療従事者等とし、計40人の受講者を目指す。
- イ 青森県子ども発達ガイドブック活用研修会
 令和4年3月に刊行した本ガイドブックの活用が県内各地で活用、促進されることを目的とし、県内保健、福祉、教育、医療機関等に従事する支援者を対象に年1回開催する。60人の受講者を目指す。
- ウ アセスメントツール基礎研修『PARS（親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版）研修会』
 3歳～成人期を対象としたアセスメントツールであり、対象児者の状態像を総合的に把握し、支援ニーズの判定や治療・教育の効果を判定できるPARSを学び、自閉スペクトラム症児者への正しい支援へつなげていくスキル向上を目的とする。年1回開催し、30人以上の受講者を目指す。
- エ TASP（保育・指導要録のための発達評価シート）&SAPLI（遊びと相互作用に関する支援的アセスメント）研修会
 保育士・幼稚園教諭が作成する「保育記録」を体系化したアセスメントツールであり、保育の5領域（言葉・人間関係・環境・健康・表現）に沿った対象児の具体的な行動を尋ねる項目で構成されている「TASP」のほか、幼い子どもたちの遊びと相互作用に関するアセスメント方法を学び、対象児の支援に反映させることを目的とする。
 保育士、幼稚園教諭、未就学児の療育機関職員等を主な対象として年1回開催し、20人以上の受講者を目指す。
- オ 田中ビネーV知能検査勉強会
 多角的な視点から知能を評価する知識及び技術を学び、発達障がい児者の支援に反映することを目的とする。20人以上の受講者を目指す。
- カ 公開講座
 地域住民及び地域の関係機関職員を対象とし、発達障がい児者の感覚の特性及び関わりに関する講座（オンライン）を年1回開催し、計80人以上の受講者を目

指す。

キ CARE プログラム研修会

子どもと大人のコミュニケーションに焦点をあてた演習中心の心理介入プログラムであり、対人関係に困難を抱えていたり、問題を呈していたりする子どもと大人の関係を良好にするスキルを学ぶことを目的とし年1回開催する。24人以上の受講者を指す。

④ 家族サポート応援事業

ア ペアレント・トレーニングファシリテーター養成研修会

大人と子どものコミュニケーションをより豊かにする本プログラムを実施する指導者を養成することを目的とする。発達障がい児支援に携わっている県内支援者を対象に、年1回開催する。30人の受講者を指す。

イ ペアレント・トレーニングファシリテーター研修会フォローアップ事業

県内に本プログラム指導者を定着させることを目的に、本研修会受講者を対象に、年1回開催し、現状把握、課題整理等を行う。

ウ ティーチャーズ・トレーニング研修会

ペアレント・トレーニングを、保育所及び学校等、集団場面に合わせて一部改良されたプログラムであるティーチャーズトレーニングを学び、支援者のスキルアップを目的とする。保育士及び幼稚園教諭を主たる対象とし、自治体等と協働し研修会を開催する。年1回開催し、20人の受講者を指す。

エ 家族支援事業の実施

青森地区・下北地区で、各自治体及び児童発達支援センター等各機関が主体的に本事業を実施するためのサポートを行う。各自治体及び機関が主催する事業への協力（後援）、または共催により、家族参加による「ペアレント・トレーニング事業」または、「ペアレント・プログラム事業」を年2回以上実施する。

オ 子育て家族交流会～ペアレントメンターと集う会の実施

ピアサポートの実施。家族のリフレッシュ及び、発達障がいに関する知識の向上の他、心的サポートを目的とする。東青地区にて、4回以上実施する。

カ 家族対象茶話会

保護者同士の交流を深めることを目的とし、下北地区にて、2回以上実施する。毎回、ペアレントメンターに参加を依頼し実施する。

キ ペアレントメンター勉強会及び茶話会

青森地区・下北地区ペアレントメンターを対象に、質の向上を目的とした勉強会及びネットワーク構築を目指した茶話会を年1回開催する。

⑤ 発達障がい児者専門医療機関初診待機解消事業

当センターで、幼児期～成人期を対象に、「患者の心理的アセスメント」及び「本人及び保護者へのカウンセリング」を実施することで、本人の自己認知支援及び家族の子ども理解促進を支援する他、必要に応じて、医療機関及び関係機関との情報共有を行い、発達障がい児者の地域の支援体制整備推進を図る。

ア 患者のアセスメント及び、保護者へのカウンセリングを、年間40件以上とする。

イ 必要に応じて、対象ケースのケース会議を開催する。

第7 ライフサポートあおば事業計画

【理 念】

共感・協働・共生

【基本方針】

私たちは、本人と家族の思いを大切にし、共に歩みます。

私たちは、支援の輪を大きくするため職員同士、そして関係者と協力し合います。

私たちは、みんなが普通に暮らしていけるよう地域との懸け橋になります。

1 運営方針

青森市内で通所支援事業（児童発達支援センター1か所・放課後等デイサービス2か所）のほか、訪問・相談事業を実施し、未就学児から高校生までの直接支援（発達支援・自立支援）・家族支援・機関支援・地域支援を提供している。

青森市近郊における障がい児の健全な発達において中核的な役割を担い、高度の専門的な知識及び技術を必要とする発達支援を提供し、併せて、家族や他通所支援事業者、保育園、学校、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

① 収支の向上に向けた取組

保護者面談や関係機関との連携を推し進めるとともに、児童の興味関心を活動へ取り入れるなどして、加算の取得や欠席率の減少に努める。

特に児童発達支援センター・保育所等訪問支援の募集状況について、2か月をめぐりに市内指定障害児相談支援事業所宛に情報提供を行う。

7月・10月・1月の運営会議にて四半期ごとの収入・支出精査を行う。

② 福祉サービス第三者評価の受審

現在提供しているサービスについての良い点及び改善点を明確にすることで、サービスの質の向上に向けて具体的な目標を設定するため、当評価の受検を打診する。

③ 補助金・助成金の活用

新たな事業展開や新たな働き方を見据え、行政や各種団体からの補助金・助成金情報を毎月の運営会議にて確認し、積極的な応募を検討する。

(2) 魅力ある事業所づくり

① 研修テキストの見直し

所属内研修にて使用しているテキストの見直しをする。（専門性と組織性。）

② 所属内実地研修の実施

所属内の職場衛生や技術研鑽のため、実地研修を計画する他、所属内の応援体制を整備し、交流を維持・強化する。

③ 他機関との連携・協働（企画・運営含む）

行政及び各種協議会・連絡会・研究会等、地域団体と協働し、障がい児分野の中核的な働きを担う。併せて、地域の福祉ニーズについて把握する。

④ 支援力の向上を目的とした研修の実施

各種アセスメントの共有から、各事業所児童発達支援管理責任者を中心に事業所内での見解を一致させるための研修機会を設ける。年に1度、その内容について専門職等よりスーパーバイズを受ける。

- ⑤ ICT運用ルールの検討及び導入
活用できるICT情報を入手し、運用ルールを構築の上で導入を検討する。
- ⑥ 環境整備の実施
事業所内外の環境整備を定期的に行い、利用児童が過ごしやすく保護者も来所しやすい雰囲気づくりや、地域との関係構築に努める。
- ⑥ 地域との交流
 - ア 地域交流活動の実施
一般の方を対象に、ライフサポートあおばの活動内容を紹介しつつ、事業所が有する知識等をお伝えし、地域住民に貢献できるイベント等を企画・実施する。
 - イ 地域防災体制の構築
地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人々、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を検討するため、町内会または避難所(学校)との情報共有を年3回以上実施し、併せて、事業所としてできることの提案を行う。

3 職員の状況

職名	所長	主任事務員	主任支援員	副主任支援員	支援員	計
職員数(人)	1	1	1	2	17	22

4 職員研修

(1) 内部研修

各種機会によるOJT・スーパービジョンのほか、下記の研修機会を設定する。

- ① 支援技術研修(職員研修用テキスト他)
発達障害の特性理解・アセスメント手法・構造化と介入・指示の4階層とエラー修正・行動分析と支援方法(ABA)
- ② 個別支援計画作成研修(個別支援計画作成プロセス・面談手法など)
- ③ 虐待防止研修(身体拘束等の適正化のための指針関連含む)※全職員
- ④ 防災研修(自然災害BCP関連・年2回)
- ⑤ 感染症対策研修(感染症BCP関連・年2回)
- ⑥ リスクマネジメント研修(安全計画関連・年1回)

(2) 外部研修

- ① 配置しなければならない職種の資格取得
児童発達支援管理責任者、防火管理者、衛生推進者、食品衛生責任者等の確保。
- ② 加算に係る資格
強度行動障害支援者養成研修などへの派遣。
- ③ 職員のスキルアップ・専門性及びチームの質向上に関する研修

5 行事

(1) 定例行事

内容	回数・頻度
運営会議	1回/月
支援会議(ケースカンファレンス・意思決定支援会議・リスクマネジメント検討会議)	1回/月(事業所ごと)
環境整備(事業所内外)	1回/月(事業所ごと)

(2) 年間行事

月	行事・分担等	会議・検討事項等	内部研修	訓練
4月	事業計画・安全計画周知 研修報告・研修計画作成	全体会議 職場環境改善委員会	個別支援計画研修 支援技術研修① リスクマネジメント研修	火災発生 (消火訓練) 非常通報
5月	<端午の節句> 地域防災挨拶回り 保護者懇談会	感染症対策委員会 BCP検討委員会	虐待防止研修① (・身体拘束適正化研修) 感染症対策研修①	火災発生 (消火訓練) 感染症BCP
6月	所属内実地研修	業務改善検討	支援技術研修②支援技術 研修③ 防災BCP研修①	火災発生 (消火訓練) 風水害BCP
7月	<七夕> ペア・トレ① キャリア面談	第1四半期収入精査	支援技術研修④ 支援技術研修⑤	地震・火災発生 (消火訓練)
8月	虐待防止チェックリスト	感染症対策委員会		火災発生 (消火訓練)
9月	地域交流会	BCP検討委員会	防災BCP研修② 虐待防止研修② (・身体拘束適正化研修)	火災発生 (消火訓練) 地震BCP
10月	<ハロウィン> ペア・トレ②	職場環境改善委員会 第2四半期収入精査		地震・火災発生 (消火訓練)
11月	福祉サービス自己評価 対応マニュアルの見直し	感染症対策委員会 苦情解決委員会 虐待防止委員会	感染症対策研修②	火災発生 (消火訓練) 感染症BCP
12月	<クリスマス> 保護者懇談会 ガイドライン評価	業務改善検討 次年度事業計画検討		地震・火災発生 (消火訓練)
1月		第3四半期収入精査 次年度事業計画策定		火災発生 (消火訓練) 防犯
2月	<節分>	感染症対策委員会 支援プログラム見直し		地震・火災発生 (消火訓練)
3月	<ひなまつり>	安全計画の見直し		火災発生 (消火訓練)

(3) 都度日程調整をする行事

- ① 法人内成人期事業所との交流 (児童・保護者各1回以上)
- ② 新任・転任職員研修
- ③ 身体拘束適正化委員会 (事象発生後1か月以内)

6 その他

(1) 健康管理

感染症対策委員会・職場衛生委員会を設置し、定期的な検討・見直しを行う。

- ① 感染症対策委員会の開催（3ヶ月に1回）
- ② 職場環境改善委員会の開催（年2回以上）
- ③ 感染症発生時における業務計画（BCP）の見直し（年2回以上）
- ④ 感染症マニュアルの見直し（年1回以上）
- ⑤ 感染症対策BCP研修及び訓練の実施（各年2回）
- ⑥ 出勤時の検温・健康観察の実施

(2) 安全管理

事故の未然防止・事故発生時の被害を最小化するため、以下の取り組みを実施する。

- ① 安全計画の見直し（年1回以上）
- ② リスクマネジメントについての検討機会を設定（月1回以上）
- ③ 自主点検・法定点検の実施（車両点検含む）
- ④ 避難訓練（火災発生想定）の実施（毎月）
- ⑤ 防犯訓練の実施（年1回）
- ⑥ 職員へのアルコールチェック（出退勤時）

(3) 防災対策

有事の際に被害を最小限にとどめるため、以下の取り組みを計画的に実施する。

- ① 自然災害BCPの見直し（年2回以上）
- ② 地震想定避難訓練の実施（年4回）
- ③ 自然災害BCP研修及び訓練の実施（各年2回）
- ④ 地域防災対策への参画及び協力要請

(4) 見学・ボランティア・インターン・実習等の受入れ

各関係機関（青森市社会福祉協議会・大学・短大・専門学校・高校等）と連携し、積極的な受入れを行う。受入れの際には、ボランティア学生向けの研修を実施する。

参加者からの意見を受け入れ、業務改善につなげる。（アンケートの実施。）

(5) 地域との連携（地域貢献含む）

共生社会・インクルーシブ社会の実現、地域における福祉教育実践のため、行政機関・関係機関・学校と連携・協働を行う。

各種団体からの要請に応じ、講演・職員派遣を行う。

7 事業概要

I キッズサポートあるふぁ

(1) 事業名 児童発達支援センター

(2) 定員 12人／1日

(3) 概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする未就学児を対象に、高度の専門的な知識及び技術を必要とする発達支援を提供し、併せて、家族や他通所支援事業者、保育園、学校、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。

(4) 目標

① 延べ利用児童数 3,000人

相談支援事業所へ利用受け入れ枠（募集情報）を発信する。保育所等への移行支

援を行い、新規事業受け入れを積極的に進める。

② 支援知識・技術の習得・向上

ライフサポートあおばで実施している支援知識・技術の向上を目的とした研修を年3回以上設定する。支援方法の理解度についての効果測定を行う。

③ 保護者との情報共有ツールの導入

保護者とのやり取りの円滑化を目的としたアプリ活用を検討する。併せて、運用ルールを検討及び周知を行う。(ガイドライン項目の評価向上。)

④ 地域への情報発信

地域からの協力要請へ積極的に対応し、事業所のPRをしながら近隣住民等との交流を図る。(学校行事・町会行事・作品展示などへの協力。)

II デイサービスセンターすこやか

(1) 事業名 放課後等デイサービス

(2) 定員 10人/1日

(3) 概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする主に小学生を対象に、本人のニーズ(発達段階・特性・生活環境など)に沿った支援計画を作成し、さまざまな活動や環境設定から、お子さんの発達や自立を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援(家庭支援・機関連携・移行支援)を行う。

(4) 目標

① 家族への情報発信

利用児童や保護者が安心して通所できる雰囲気づくりのため、行事や避難訓練の他、日々の活動等を、毎日の記録などを通して家族へ発信する。併せて、アプリ等の活用も検討し、保護者が職員へ相談しやすい・話しかけやすい雰囲気づくりに努める。(ガイドライン評価の向上。)

② 欠席率引き下げ

利用児童の行動観察や家族からの聞き取りから、魅力的な活動を取り入れる。利用児童がより通いたくなる事業所を目指す。(欠席率13.5%以下を目標。)

③ 環境整備

月1回以上、外観・内観整備を行う。特に外観整備(ゴミ拾い・落ち葉拾い・雪片づけ・草刈りなど)の際には、地域の方への挨拶などを徹底し、積極的に地域のサポートを行う。

④ 地域住民とのかかわり

事業所周辺にお住まいの方へ、日常的な挨拶に加え、広報誌その他の発行時期に合わせてご自宅等へ訪問し、事業内容をお知らせする。

その他、近隣の商業施設の展示コーナーへの掲示依頼や、児童が作成した作品を外部展覧会当へ出展するなど、外部への発信を定期的に行う。(年3回以上。)

III チャレンジサポートすこやか

(1) 事業名 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

(2) 定員 10人/1日

(3) 概要

① 放課後等デイサービス

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする主に中高生を対象に、本人のニー

ズ（発達段階・特性・生活環境など）に沿った支援計画を作成し、さまざまな活動や環境設定からお子さんの自立を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援（家庭支援・機関連携・移行支援）を行う。

② 保育所等訪問支援

青森市及び東津軽郡を対象に、集団場面での発達支援を必要とされる児童に対し、直接的な支援を行いつつ、当該施設（保育所等）職員への助言・指導を行う。

(4) 目 標

① 訪問件数延べ 180 件（保育所等訪問支援）

キッズサポートあるふぁ利用児童保護者へ保育所等訪問に関する案内を配布する等、保育所等訪問の必要性を伝え、利用していただくことで、事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供を目指す。

② 就労アセスメント等の実施（放課後等デイサービス）

利用児童が学校卒業後の生活を可能な限り自己選択できるための情報提供を行う。併せて、青森市内の就労支援事業所等と連携し、必要なアセスメントについての理解を深める。放課後等デイサービスにて可能なアセスメントを実施し、利用児童・保護者・関係機関と情報共有する。（就労選択支援への協力など）

自事業所利用児童がスムーズな移行に向けて、利用児童のアセスメント情報を整理する。

③ 支援の質向上と成果報告

利用児童や保護者にとって魅力のある個別支援計画の作成に努めるとともに、その説明を行う。モニタリング含む面談時には、個別支援計画や課題の評価についてより分かりやすい方法（動画・評価表・グラフなど）でフィードバックすることで、児童自身の自己有用感につなげる。（ガイドラインの評価向上）

IV 障害児等療育支援事業（青森市との委託契約）

(1) 事業名 障害児等療育支援事業

(2) 事業概要

在宅の障害児または障害の有無を心配する児童とその保護者・関係機関を対象に、訪問・外来・巡回の手段を用いて相談等に応じ、助言及び情報提供を行う。

(3) 事業内容等

① 訪問による療育指導

② 外来による専門的な療育相談・指導

③ 療育技術の指導

第8 就労サポートセンターさつき事業計画

【理念】

地域社会と協調し、創造力豊かなサービスをとおして、働く喜びを分かち合います

【基本方針】

- ・障がいのある方の「働きたい」を応援します
- ・利用者の皆様と職員が協働し、全員が成長できる組織になります
- ・変化には変化で対応し、サービスの提供を継続します
- ・小さな発想を大きく議論し合う多角的な視点を持ちます
- ・まず実行することで信頼を得られる努力をします
- ・地域の伝統や産業と協調して地域活性化に貢献します

1 運営方針

就労支援に特化した事業所として、就労継続支援B型事業及び就労定着支援事業を実施し、利用者が地域において自立した生活を送るための支援と、一般就労へ向けた知識と技術をより一層向上させるサービスを提供する。

就労さつきは、地域の産業の発展に貢献するような生産活動の展開と地域交流を促進し、数ある事業所の中から選ばれる事業所となるための特色として、「スポーツをとおして就労に適した体作りができる事業所」をスローガンに掲げる。特別支援学校におけるスポーツ活動によって培った身体能力を最大限に活かし、障害者スポーツ大会や各市町村が主催するマラソン大会等への参加など、スポーツシーンでの「活躍の舞台」を提供することで利用者の社会参加と自己実現を推進する。

また、利用者の基本的人権を尊重し、虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を未然に防止し、利用者一人ひとりの権利を保障するとともに、利用者の自己決定の機会を保障するための意思決定支援の意識を徹底する。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の構築

「定員に対する利用率95%以上」、「次年度新規利用者2人以上の獲得の準備」、「就労支援事業収益前年比5%以上」及び「事業所の総収入額の2%以上の収支差額」を目指す。

(2) 作業内容の充実と工賃向上への取組

工賃向上計画に則り、水稻栽培において作付面積の拡大及びリサイクル事業にて薪の新たな提携先を開拓することにより、「作業=やりがい」「成果=工賃」に繋げる。

(3) 安心して通える環境づくり

通所利用時に「できたこと」を言語化して評価し、気持ちを受止める姿勢を構築しながら、利用者が心理的に安心できる環境づくりに努める。

(4) サポーターズカレッジの受講促進

利用者支援力向上を目的として、管理者及び支援員は、取組みが義務化された研修を優先的に年間7カリキュラム以上受講する。

3 職員の状況

職名	所長	副主任 支援員	支援員	事務員	調理員	技能員 労務員	運転員	合計
職員数 (人)	1	2	4	2	4	2	5	20

4 職員研修

- (1) 支援技術の向上（障害特性に応じて利用者に支援するために必要な技術）
法人内の人材育成機能を最大限に活用し、利用者の特性に合った支援スキルの向上を目指す。特に障害者虐待防止法及び障害者差別解消法については、法制度の趣旨を踏まえ、定期的に意識啓発するとともに、他施設等の事案をもとに当事業所の事案ととらえて検証する。
- (2) 生産支援技術の向上
各生産班の収益増を目指し、生産活動に従事するために必要な資格の取得及び研修を受講する。
- (3) スポーツ関連研修
全職員が初級障害者スポーツ指導員資格を取得することを目指し受講する。

5 行事等

(1) 年間行事

当事業所を通過施設として一般就労を目指す障害者が、就労の質の向上に繋がる要素を社会参加活動をとおして習得することを目的として行う。(全て生産活動後に行う)

月	土日等開所 回数	体力向上	社会参加・ コミュ力向上	生活力向上	リフレッシュ力 向上
4月	1	◎県障害者スポーツ大会事前練習	◎茂浦地区清掃ボランティア		
5月	5		◎夜越山クロスカントリー大会 ◎菜の花マラソン ◎県障害者スポーツ大会	◎S. T. A. R★Labo. ※1 ◎春の大掃除	
6月	0				
7月	1		◎地引網体験	◎夏のBBQ	
8月	5		◎水族館見学	◎S. T. A. R★Labo.	◎映画鑑賞
9月	3		◎大運動会 ◎だいすき海岸清掃		
10月	2	◎スポーツ体験(ボウリング)	◎全国障害者スポーツ大会(青森)		
11月	3	◎スポーツ体験(卓球、バスケ)	◎大収穫祭	◎S. T. A. R★Labo. ◎調理体験	
12月	3	◎スポーツ体験(バドミントン)	◎クリスマス会 ◎利用者忘年会	◎調理体験 ◎年末大掃除	
1月	5	◎スポーツ体験(ドッチボール)		◎調理体験 ◎S. T. A. R★Labo.	◎カラオケ体験 ◎映画鑑賞(映画)

		ソフトバレー・ビ ックルボール)			館)
2 月	2	◎スポーツ体験 (フライングディ スク)			◎映画鑑賞
3 月	1		◎利用者歓迎会		

※1 「S. T. A. R★Labo.」: ㊟atsuki さつき、㊦rash トラッシュ (ごみ)、㊧rt アート (芸術)、㊨emake
リメイク (作り直す)、㊩abo ラボ (研究所) の略で命名したメニュー

(2) 定例行事

内 容	回 数
朝会	毎日
体重測定 誕生日プレゼント贈呈 苦情相談受付 (第三者委員)	毎月 1 回
S. T. A. R★Labo.	四半期 1 回 (開所日に開催)

(3) 地域交流活動

月	地域交流活動等
4 月	◎保護者懇談会 ◎塩竈神社春祭り参列 ◎だいすき海岸運営協議会出席 ◎だいすき海岸清掃奉仕
8 月	◎だいすき海岸清掃奉仕
11 月	◎地域住民との合同講習会及び意見交換会開催
10 月	◎塩竈神社秋祭り参列
1 月	◎茂浦町内会総会 ◎茂浦青年団権現舞訪問

6 健康管理

インフルエンザ、ノロウイルス及びコロナウイルスなど発症性の高い感染症については、流行時期であるか否かにかかわらず、利用者への声掛け及び目視により検温するなど、早期発見及び蔓延防止に努める。また、昼食の量についても日々の支援の中で利用者の希望又は体調変化を察知し、適切に調整する。

7 安全・防災管理

(1) 送迎時及び利用者支援現場における安全管理

利用者支援の現場における事故の未然防止のため、危険個所の把握及び環境変化の情報伝達を確実にを行い、絶対に利用者が負傷することのないよう最善を尽くす。公用車に利用者を搭乗させる送迎及び作業現場移動の際は「標準的な実施方法」を全職員で検討して職員間の共有を確実に行う。

(2) 火災及び有事の際の安全管理

消防訓練は年 2 回行うほか、行政及び地域が行う訓練には積極的に参加する。特に発生可能性の高い「風雪害」については、利用者へ注意喚起を定期的に行い、作業及び送迎時に予見しうる利用者及び設備への影響について、職員間で協議し共有する。

不審者への対応や鳥獣被害対応策についても、対応方法を随時協議し利用者や職員への被害防止に努める。また、大規模災害による交通遮断を想定し、事業所内におい

て利用者自身が非常食を調理できるようにするための炊き出し訓練を実施する。

8 ボランティア・実習生の受入れ

利用者支援又は生産活動支援のためのボランティアを積極的に受け入れていることを広報誌等で発信する。

実習生を受け入れることができる体制を整備したうえで、各学校に対し実習生受入れのPRを行う。

9 事業概要

I 就労継続支援B型事業

(1) 定員 40人

(2) 概要

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や就労経験のある方に対して、次のサービスを提供する。

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援
- ③ その他の必要な支援

(3) 支援目標

① 利用者第一

利用者の特性を受容し、利用者の利益を最優先に考え、利用者の立場に立ったサービスを行う。

② 安心して通える環境づくり

利用者が安心・安全に通所できる環境を整備し、安定した利用率の向上を図る。

③ 説明と同意

事前に利用者に対して支援内容、支援計画等の必要な情報を適切な方法でわかりやすく説明し、同意を得たことを確認したうえで支援を実施する。

④ 信頼関係の形成

利用者が安心して通所し作業に取り組めるよう、保護者と支援者は継続的に情報共有を行い、連携した支援体制を構築する。

⑤ 自己理解の促進

作業を通じて「できた」という達成感を得られる機会を提供し、自己肯定感の向上を支援する。

⑥ 意思決定の尊重

利用者一人ひとりの意思・価値観・選好を重視し、本人が主体的に選択・決定できるように支援する。

(4) 生産活動

各班の作業技術の習得を通して、労働者意識の向上と一般就労を目指す。

① 農産請負班

水稻栽培及び薪生産作業等を行うとともに、作付け困難な水田の改修及び作付面積の拡大を実施する。また、請負作業としては、だいすき海岸施設施設業務及び漁業資材加工請負作業等を行うとともに、利用者の能力に応じたあらゆる新規生産活動へ食欲に取り組む。

② 清掃請負班

事業所内清掃及び農産請負班の請負作業を合同で行う。

- ③ リサイクル班
空き缶回収及びプレス等を行うほか、薪生産作業を行う。

Ⅱ 就労定着支援事業

(1) 概要

就労移行支援事業及び就労継続支援事業を利用してから一般就労した障害者を対象とし、職場の定着を促進するために月1回以上利用者との面談や企業の訪問、関係機関との連絡調整等を実施する。

Ⅲ 放課後子ども教室推進事業

(1) 概要

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

Ⅳ すこやか生活塾事業

(1) 概要

障害の有無、年齢又は性別を問わず、日常生活に何らかの課題がある方や学習に励みたい方に対して、事業所の既存の機能を活用した「居場所の提供」と「将来の目標達成のための後方支援」を行う。

事業所の生産活動やイベント、また、元小学校である建物の利点と立地条件を活かし、低廉な価格で地域貢献を推進する。

第9 特別養護老人ホームすこやか苑事業計画

【基本理念】

家庭に近い環境の中で入居者一人ひとりの尊厳が守られ、心穏やかに自分らしく生活できるよう支援します。

【基本方針】

- 1 入居者一人ひとりの尊厳を尊重します。
- 2 家族とのきずなを大切にします。
- 3 地域とのつながりを大切にし、地域の高齢者福祉の拠点を目指します。

1 運営方針

令和8年度の運営に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、施設の基本理念と基本方針を実現するため、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。

令和9年度末の事業廃止に向けて、入居者数を段階的に減らし、今年度第3四半期には、2ユニット体制へ規模を縮小して事業運営する。規模を縮小する過程にあっても、入居者の転居先についての相談援助と移行支援を懇切丁寧に行うなど、入居者が心穏やかに過ごせるよう、精神面に配慮した支援とともに、介護サービスの質の維持、向上を実現するために、入居者の安全を第一に考えたサービスを提供する。

人材の定着については、初の外国人採用に伴い、離職防止の面談とOJTの充実を図るとともに、職場環境の改善についても生産性向上委員会等において検討し、働きやすい環境づくりを推進する。

また、地域や家庭との結びつきを重視し、ユニット行事等を通して、家族や第三者と交流する機会が持てるよう工夫するとともに、青森市、居宅介護支援事業者及び保健医療関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 重点事項

(1) 心身の健康維持

- ① 精神的ケアの提供「傾聴」「気づき」「共感」
- ② 安全な介護サービスの提供

(2) 医療的ケアの充実

- ① 医療的ケアの研修（看取り介護も含む）実施
- ② 配置医師及び協力病院との連携

(3) 人材の定着

- ① 職員研修の充実（異動含め新任職員向け研修の充実）
- ② 離職防止のための面談とOJTの充実（特定技能職員含む）

(4) 職場環境の改善

- ① 生産性向上委員会を中心に業務改善や介護機器、ICT機器導入の検討
- ② 働きやすい職場づくりの体制強化（業務体制の見直し及び必要に応じて短時間労働者の有効活用、ワーク・ライフ・バランスの推進等）

3 職員の状況

職名	施設長	医師	総務課長	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員	計
人数	1	1	1	1	1	1	38
職名	栄養士	看護職員	介護職員	事務員	労務員	専任当直員	
人数	1	3	18	1	6	3	

※介護支援専門員は介護職員兼務。

4 職員研修

入居者の介護及び支援にあたり、安全な介護サービスを提供するため、職員の資質向上を目指し、自己研鑽を促すとともに、施設内外の研修を計画的に実施する。

【年間職員研修実施予定】

月	施設内	施設外
4月	新任者研修 救命救急研修 (緊急対応手順・AED使用方法に関する研修)	
5月	感染症対策研修①(食中毒に関する研修) BCP(感染症編)の研修・訓練① BCP(自然災害編)の研修・訓練①	
6月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修① リスクマネジメント研修①	
7月	看取りに関する研修	実習指導者講習会
8月	BCP(自然災害編)の研修・訓練②	
10月	感染症対策研修②(季節性ウイルスに関する研修) BCP(感染症編)の研修・訓練②	
11月	口腔ケアに関する研修	
1月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修② リスクマネジメント研修②	

※新任者研修は、異動含め、新しく着任した職員を対象とする。(中途採用時は随時開催) 上記研修のほか、各委員会で企画した研修会を随時開催する。
法人で実施する研修会を含め、各職員が施設外研修へ参加する。

5 行事

(1) 年間行事・クラブ活動

月	全体行事	ユニット行事	クラブ活動
4月		お花見(敷地内)	書道クラブ
5月	防災訓練(火災・地震想定)		音楽体操クラブ
6月	大掃除	外出活動	おしゃべりくらぶ
7月			書道クラブ
8月	防災訓練(風水害想定)	納涼会	音楽体操クラブ
9月	敬老会		おしゃべりくらぶ
10月	防災訓練(火災・地震想定)		書道クラブ
11月			音楽体操クラブ

12月	大掃除	クリスマス会	おしゃべりくらぶ
1月			書道クラブ
2月			音楽体操クラブ
3月	家族連絡会		おしゃべりくらぶ

※上記行事ほか、ユニット単位で開催する行事については、随時企画する。

(2) 各種委員会等

委員会等	内容	開催頻度
運営推進会議	法で定められた構成員に対し、提供されているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。	2か月に1回
苦情解決協議会	入居者及び家族等からの各種苦情に対し、解決に向けて協議する。	3か月に1回
苦情解決第三者委員相談日	委嘱を受けた第三者委員が輪番で入居者からの苦情を受け付けるとともに相談に応じる。	毎月1回
安全対策委員会	入居者の安全確保のための事故予防や再発防止を検討し、施設全体のリスクマネジメントを行う。 介護職員による喀痰吸引等の業務を安全かつ適正に実施するための体制を整備する。 職員研修におけるリスクマネジメント研修の企画・運営を実施する。	毎月1回
感染症対策委員会	感染症の予防及び感染防止対策を検討し、全職員へ周知する。 BCP(感染症編)の見直しと研修及び訓練を実施する。 職員研修における感染症対策研修の企画・運営を実施する。 褥瘡の発生リスクの高い入居者に対して、原因と症状、予防対策について検討する。	3か月に1回以上
虐待防止・身体拘束廃止委員会	入居者の人権と尊厳を擁護し、主体性を尊重した生活を確保するために高齢者虐待防止・身体拘束廃止に向けた対応を検討する。 虐待の芽チェックリストを年2回実施する。 職員研修における高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修の企画・運営を実施する。	3か月に1回以上
看取り介護実施委員会	穏やかで、安らかな日々を過ごすための精神面を中心としたケアを検討する。 職員研修における看取りに関する研修の企画・運営を実施する。	4か月に1回以上
生産性向上委員会	現場における課題を抽出及び分析し、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。	2か月に1回以上

※配置医師からは、必要に応じて会議・委員会前後に指導・助言を受ける。

6 健康管理

入居者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活を送れるよう年間計画に基づき実施する。

感染症については、青森県感染症発生情報等を踏まえ、感染症対策委員会や看護師、

配置医師と連携し、感染予防対策に努めるとともに、関係機関と協力・連携し対応していく。

【年間保健衛生実施予定】

月	内 容	月	内 容
4月	健康診断（胸部X線・採血検査） 口腔ケアチェック	10月	口腔ケアチェック
5月	口腔ケアチェック	11月	インフルエンザ予防接種 感染症対策強化（ <small>新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ</small> ） 口腔ケアチェック
6月	食中毒対策強化 口腔ケアチェック	12月	冬季の健康管理強化（温度・湿度） 口腔ケアチェック
7月	口腔ケアチェック	1月	口腔ケアチェック
8月	夏季の健康管理強化（水分補給等） 口腔ケアチェック	2月	口腔ケアチェック
9月	口腔ケアチェック	3月	口腔ケアチェック

※配置医師による保健衛生指導は随時実施。

診 察	配置医師による診察 毎週木曜日（13時～14時）	バイタルチェック	入浴日ほか随時 （体温・血圧・脈拍・SpO2）
機能訓練	個別機能訓練計画書に沿って実施 ※短期入所は集団体操等実施	ラジオ体操	各ユニットでラジオ体操を実施
栄養管理	栄養士及び管理栄養士（法人内）による栄養管理を実施	毎 月	体重測定・訪問理美容
歯科協力医	口腔ケアに係る技術的助言及び指導（月1回）	通 年	水分補給等

7 安全・防災管理

入居者が安全な生活を送ることができるよう、リスクマネジメントを推進するとともに、防災対策として次の事項を実施する。

- (1) リスクマネジメントによる介護事故防止等に取り組み、安全で信頼されるサービス提供と施設運営を目指していく。
- (2) 防災担当者による自己点検及び法定点検の実施により予防を図る。
- (3) 日常的な火災発生の防止を心掛けるとともに、非常事態における役割分担と職員・入居者に対して避難方法について周知を図る。
- (4) 消防署等の指導のもと、現実に即した実践的な防災訓練を計画的に年2回（1回目は夜間想定での避難訓練、2回目は地域防災協力隊との総合避難訓練）を実施する。ほか、自然災害を想定した避難訓練を年1回実施する。
- (5) 隣接する「養護老人ホーム安生園」と災害時等の協力体制を整備し、加えて、「安生園・すこやか苑地域防災協力隊」と連携を図り、地域住民と協力して非常時の備えに万全を期す。
- (6) 感染症・自然災害発生時におけるBCPの見直しを行い、必要な研修及び訓練を実施する。また、緊急連絡体制は電話回線のほかSNS（LINEWORKS）を活用することで、情報共有と職員召集の迅速化を図る。

8 地域（住民・ボランティア）との連携と地域貢献

- (1) 近隣町会や地域住民が主体的に取り組んでいる活動へ可能な範囲で参加する。
- (2) すこやか苑の持つ専門性や技術を、地域住民の勉強会等への講師派遣などを通して地域へ発信する。
- (3) 近隣大学や介護福祉士養成施設、ボランティア団体等との交流を通して地域に開かれた施設づくりを目指す。

9 実習生の受入れ

介護福祉士養成のための実習のほか、高校生の職場体験や大学生等のインターンシップの受入体制を整備し、専門職に求められる基本姿勢、態度、介護技術等を提供することで、地域の社会福祉の増進に貢献できる担い手の育成に努める。

10 入居者等に対する事業計画閲覧に関する方針

事業計画書は、運営推進会議、家族連絡会にて配布するほか、法人ホームページで閲覧が可能であることを周知し、透明性のある施設運営に努める。

I 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）

(1) 定員

29人 10人×2ユニット、9人×1ユニット

(2) 概要

入居者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、常に介護が必要な方を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する。明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家族との結び付きを重視した運営を行う。入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。また、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

(3) 支援目標

- ① 常に入居者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練、年間行事・レクリエーション、その他必要なサービスを入居者の希望に沿って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 入居者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- ⑥ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 入居者の身体状況・栄養状況を踏まえ、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事を提供する。
- ⑧ 協力歯科医との連携のもと、入居者の口腔ケアを実施し、口腔衛生の保持と誤嚥性肺炎の予防に努める。
- ⑨ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連

携し、必要な援助を行う。

⑩ 事業計画や社会資源の内容については、入居者等にわかりやすい方法で周知する。

Ⅱ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(1) 定員

※空床利用型であるため、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における空きベッド利用可。

(2) 概要

居宅の要介護者等に一時的に施設利用していただき、居宅での暮らしに近い日常生活を行う観点から、入居者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中での生活できるスペースを備えたユニットケアを行う。また、高齢者の自律支援という視点に立って、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

(3) 支援目標

- ① 常に入居者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に沿って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- ⑥ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 入居者の身体状況・栄養状況を踏まえ、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事を提供する。
- ⑧ 介護予防短期入所生活介護における要支援者に対しては、要介護状態への移行軽減や未然防止のために介護予防を目的として日常生活上の支援を行う。
- ⑨ 入居者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる入居者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う。
- ⑩ 事業計画や社会資源の内容については、入居者等にわかりやすい方法で周知する。

第10 就労サポートセンターはくちょう事業計画

【基本理念】

地域の中で、自分らしく、生き生きとした生活を続けられるサポートをします。

【基本方針】

- 1 一人ひとりの「思い」を大切にし、生き生きとした生活を支えます。
- 2 利用者の持っている力を活かして「働く」「暮らす」を応援します。
- 3 利用される方も、職員も、地域社会も、皆が共に成長していくことを目指します。

1 運営方針

利用者の権利擁護と意思決定を尊重し、利用者一人ひとりが生きがいを持って日常生活を送れるよう、多様なニーズに基づいた支援を提供する。

就労継続支援B型事業においては、経営基盤の強化に向け、年間利用率の向上、利用者一人ひとりに寄り添った支援体制の構築、地域産業との連携強化に努め、安定した生産活動の提供と地域に根差した事業所を目指す。

共同生活援助事業では、地域で自立した社会生活、日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に応じた適切なサービス提供に努める。

2 重点事項

(1) 利用者の特性に応じた支援体制の構築（共通）

① 利用者ニーズへの対応

多様化する個別のニーズに対し、質の高い適切なサービスが提供できるよう、障害特性に合わせた施設内外の研修へ積極的に参加し、事業所全体のサービスの資質向上に努める。

利用者の心身の状況、高齢化に伴う様々な生活機能の変化に応じた福祉サービスの提供に向け、利用者、ご家族の意向を尊重しながら関係機関等と連携し入所型施設等への移行及び検討を随時進めて行く。

② 権利擁護の推進

虐待防止対応規程に基づき、人権侵害や虐待が生じることがないように、虐待防止研修の実施、コンプライアンスの遵守、支援の振り返りを目的としたセルフチェックを計画的に行い権利擁護の啓発意識を高め虐待のない職場環境を目指す。

(2) 安定的経営基盤の構築（共通）

① 利用率の向上

ア 就労継続支援B型事業においては、開所日を含めた年間平均利用率を令和7年度より4%増の116%を目指し利用率の向上を図る。(令和7年度見込み:112%)

イ 共同生活援助事業については、年間を通し入居者数19人を目指す。

② 新規利用者の獲得

両事業（就労継続支援B型事業、共同生活援助事業）において、新規利用者獲得に向け、特別支援学校へ利用者負担額軽減制度の周知を図り、実習・体験利用の受け入れを行う。

③ 地域ニーズの把握

地域における潜在的な利用者獲得に向け、関係機関等と連携を密にし地域ニーズの把握に努める。

(3) 自然災害、感染症発症時における管理体制の整備（共通）

① 危機管理マニュアル（BCP含む）の見直し

自然災害及び感染症等のリスクによる人的被害を最小限に抑え、利用者の安全を確保するため、送迎時も含む実態に応じた危機管理マニュアル（BCP：事業継続計画を含む）の見直し改善を適宜行う。

② 研修の実施

事業所で想定される災害、感染症に対し迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、研修・訓練等で必要な知識を体得する。

③ 地域との連携

地域貢献、地域交流を通じて事業所の理解促進に努めるとともに、地域住民と連携した防災体制の強化に努める。

(4) 生産活動の充実（就労継続支援B型事業）

利用者一人ひとりの障害特性、心身の状況に合わせ、主体的に生産活動へ取り組めるよう、地域の漁業関係者、企業、行政等と連携し、生産活動の充実と生産性の向上に努める。

(5) グループホーム運営に係る地域との連携（共同生活援助事業）

① 地域連携の推進

利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者で構成される地域連携推進会議を開催し、地域生活への理解を図るとともに委員からの意見等を聴く機会を設け、結果を公表する。

(6) 職場環境の整備

① 相談体制の整備

働きやすい職場環境づくりとして、ハラスメント相談体制による窓口の設置、ストレスチェックの実施、個別面談等を計画的に実施し、職員が抱えるメンタル不調や悩み、相談をしやすい体制を整備する。

② 5S活動の推進

衛生委員会を中心に、5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）を推進し、職場環境の整備に努める。

3 職員の状況 ※（ ）兼務

職名	所長	副主任支援員	支援員	事務員	世話人	調理員	合計
就労継続支援B型事業	1	1	5	1		3	11
共同生活援助事業	(1)	1	3		6		10
計(人)	1	2	8	1	6	3	21

※管理者は両事業の管理者、共同生活援助事業の生活支援員を兼務

共同生活援助事業のサービス管理責任者は生活支援員を兼務

4 職員研修

人材育成実施要綱及び研修計画に基づいた事業所内外の研修へ積極的に参加し、質の高いサービス提供及び専門性の向上を図る。

(1) 職員の職責、階層ごとの研修を計画的に実施し、人材の育成と職員の資質向上に努

める。

- (2) 虐待防止及び権利擁護の推進に向けた研修へ積極的に参加し、虐待の未然防止とコンプライアンスの遵守を図る。
- (3) リスクマネジメント、危機管理委員会を計画的に開催し、事故の未然防止と再発防止に努める。
- (4) 発達障害や精神障害、就労支援について、各種研修受講(オンライン研修含む)し、専門性の向上に努める。

5 行事

(1) 年間行事

月	就労継続支援B型事業	土日等開所日	共同生活援助事業
4月	浅所海岸清掃ボランティア	1回	
5月	保護者懇談会	5回	保護者懇談会
6月	防災訓練(風水害等) 大掃除、利用者の会	0回	避難訓練 大掃除
7月	避難訓練	1回	
8月	利用者健康教室	5回	
9月	利用者の会、BBQ	3回	高齢者施設見学 地域連携推進会議
10月	浅所海岸清掃ボランティア	2回	
11月	避難訓練	3回	避難訓練
12月	クリスマス会、利用者忘年会 利用者の会、大掃除	3回	大掃除
1月	利用者新年会	4回	新年を祝う会(食事会)
2月	苦情等解決・虐待防止協議会	2回	苦情等解決・虐待防止協議会
3月	利用者の会	1回	

※感染症(新型コロナ、インフルエンザ等)の状況を踏まえ、所内行事へ変更することがある。

※共同生活援助事業については、個別のニーズに応じた外出の機会を充実させる。

(2) 定例行事等

内容	回数	備考
体重測定	毎月1回	共通
苦情相談日(第三者委員)	毎月1回	共通
誕生日プレゼント贈呈	毎月1回	就労継続支援B型事業
利用者満足度調査	年1回	共通
利用者嗜好調査	年1回 年2回	就労継続支援B型事業 共同生活援助事業
環境整備	随時	共通
事業所大掃除	年2回	6月・12月(共通)

(3) 地域交流(共通)

地域の一員として、清掃奉仕活動、ボランティア活動、地域行事等へ参加し、地域住民との交流及び地域貢献の機会を積極的に取り入れる。

(4) 保護者懇談会(共通)

利用者家族との意見交換及び事業計画並びに実施状況の説明の場として保護者懇談会を開催し、家族の要望、関係性の構築に努める。

(5) 余暇活動（就労継続支援B型）

休憩時間を利用した運動（卓球、ウォーキング等）や創作的活動（絵画、読書等）を通じて就労に必要な体力の維持、コミュニケーション能力の向上等、一人ひとりの嗜好に合わせた余暇活動の充実を図り、やりがいと自己実現に努める。

(6) 健康教室（就労継続支援B型）

利用者の健康増進及び衛生観念を促すことを目的に、保健師、栄養士及び健康運動指導士等を講師に健康教室を開催する。

(7) 利用者の会（就労継続支援B型）

相互のコミュニケーションや行事等への利用者からの意見提案を目的に年4回程度開催する。

6 健康管理（共通）

利用者の健康状態の把握に努め、疾病の早期発見・早期治療に努める。温暖化による作業環境及び居住環境の最適化についても必要に応じて検討・対応を行う。また、加齢による心身機能の低下については、予防を含め健康管理（食事、運動、医療機関との連携等）に取り組み、心身ともに健康で生活を送ることができるよう支援する。

感染症については、流行時期に限らず基本的な感染対策（消毒、うがい、手洗い、室内の換気等）を適宜行うとともに、必要に応じてマスク着用を推奨し、感染予防及び蔓延防止に努める。

7 安全・防災管理（共通）

事故や災害等による危機意識を高めるため、救命処置や災害に応じた各種訓練を計画的に実施する。また、災害発生時の初動対応が的確に行われるよう、業務継続計画(BCP)に基づいた総合的な防災対策の整備と体制の構築に努め、適宜見直しを行いながら利用者・職員の安全確保に努める。

8 ボランティアの受入れ（共通）

地域住民や学校からのボランティア活動を受入れるため、ホームページや広報紙等で広く参加を呼び掛けるとともに、受入体制を整備する。

9 実習生の受入れ（共通）

大学や専門学校における資格取得のための現場実習先として関係各校に利用を促すとともに、特別支援学校における産業現場等実習先として活用していただくよう、ホームページ等で情報発信を行う。

10 社会参加の促進（共通）

利用者に必要と思われる情報（地域の行事、ボランティア活動、社会資源等）をわかりやすい方法で提供するとともに、利用者が意見を表明する機会（利用者の会等）を通じて社会参加の促進を図る。

11 広報活動（共通）

情報発信の媒体として、広報紙及びホームページを活用して事業所の活動のPRのほか

か、広報紙の発行を年3回、関係機関及び団体に送付するなど当事業所の理解を促す。

12 事業概要

I 就労継続支援事業B型事業

(1) 定員 20人

(2) 概要

雇用契約に基づく就労が困難である利用者を対象に、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識、作業能力の向上を図るため次のサービスを提供する。

- ① 利用者の障害特性、心身の状態に合わせた生産活動の提供
- ② 働く上で必要な知識及び作業技術向上に必要な訓練の実施
- ③ より実践的な就労機会の提供
- ④ その他必要な支援

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、持てる力を活かして働く喜びとやりがいを実感できるよう、個別支援計画に沿ったサービス提供を行う。
- ② 多様なニーズに対する適切な支援の提供を行う。
- ③ 利用者の権利と自己決定を補償するための意思決定支援に取り組む。

(4) 生産活動

作業を通じて労働に対する意欲及び作業技術の向上を図る。また、実践的な作業の場として施設外での就労の機会を提供する。

① 清掃作業

地域の福祉施設や公共施設及び当事業所の一般清掃作業を行う。

② 請負作業

漁業資材の加工（アゲピン刺し、養殖カゴの解体等）を始め、企業からの受注作業（タオル折り加工、ホタテ貝殻連結、チラシ折り等）を行う。

③ その他の作業

近隣保育園の除草及び除雪作業、事業所独自・連携商品の製造を通じて事業所のPRに努める。

(5) 就労支援

一般就労を希望する利用者に対し、面接の練習、社会人としてのマナーや心構え、職場実習等、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。

II 共同生活援助事業

(1) 定員 19人

	名称	定員	備考
1	第1スワンハイム	7人	一戸建て
2	第2スワンハイム	6人	一戸建て・夜間支援体制
3	第3スワンハイム	6人	一戸建て

(2) 概要

利用者の自立を目指し、住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、相談や日常生活上の支援を行うとともに、希望者には単独生活、他の共同生活援助事業の移行へ向けた支援を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、一人ひとりのニーズに寄り添った支援を提供する。
- ② 虐待防止、権利擁護の推進に努め、その人らしい生活を営むことができるよう支援する。
- ③ 地域住民との交流を大切にし、地域連携推進会議を通しての情報共有や、地域の自治会活動、行事、ボランティア活動へ積極的に参加し地域社会との共生に努める。
- ④ 単独での地域生活を希望する利用者への継続した支援及び自立した地域生活の定着を目的として、自立生活援助事業の地域ニーズや他事業所の実施状況等をアセスメントし、実施の可否について検討を行う。

第 11 青森障害者就業・生活支援センターすこやか事業計画

1 運営方針

障害者就業・生活支援センターとして、公共職業安定所、障害者職業センターをはじめとする関係機関と連携し、障害者および事業所に対する相談・支援業務を実施する。これにより、圏域における障害者雇用の促進に寄与することを目的とする。

2 重点事項

(1) ネットワーク形成支援について

地域の就労支援力の底上げを図るため、ネットワーク形成およびセミナー等を3回以上実施する。

また、「青森県障害者就業・生活支援センター連絡会議」(年4回)については、当センターが事務局を担うことから、他センターとの連携を密にし、円滑な運営を図る。

(2) 障害者支援について

在職者交流活動またはピアサポート活動をそれぞれ1回以上、計3回以上実施する。

(3) 雇用促進支援について

一般事業所における実習は40件以上、就職は25件以上を目標として実施する。

(4) 労働局・県との予算交渉

上昇する人件費および物価に見合った予算額の確保に向けて交渉を行い、前年度を上回る予算額の獲得を目指す。また、大区分(特に管理費)について内容を精査し、整合性のとれた予算編成としていく。

3 職員の状況

役職	所長 (就業支援担当者)	副主任支援員 (主任就業支援担当者)	支援員 (就業支援担当者)	支援員 (生活支援担当者)	非常勤支援員 (生活支援担当者)	事務員	合計
職員数 (人)	1	1	1	1	1	1	6

4 職員研修

労働局や高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する会議および研修(職場適応援助者研修等)や、関連団体が主催する研修(日本財団就労支援フォーラム、全国就労支援ネットワーク、全国ジョブコーチ連絡協議会(CEF)等)へ計画的に参加する。

あわせて、支援業務および運営に係る知識・技術の習得を目的とした各種研修に参加し、専門家としての資質向上および自己研鑽に努める。

5 事業概要(行事を含む)

(1) 相談・支援業務の実施

- ① 障害者からの相談に対し、指導助言援助を行う。
- ② 事業主に対し、雇用管理に係る助言を行う。
- ③ 障害者に対し、センターまたは事業主により行われる訓練と職場実習のあっせんを行う。
- ④ ①～③の実施について、連絡会議による各種関係機関との連携を行う。

(2) 地域の就労支援力の底上げのためのネットワーク形成・セミナー等の実施

- ① 地域関係機関とのネットワーク形成
 - ② センター職員講師による、就労支援機関へのノウハウ移転
 - ③ 障害者雇用企業間ネットワーク構築
 - ④ 医療、法律等の専門分野職員による、支援機関・企業担当者への研修
 - ⑤ センター間のノウハウ共有
 - ⑥ 中高年齢障害者の継続雇用に関する相談支援事業（任意）
 なお③に相当する県共催の「優良企業見学会」は隔年開催のため、令和7年度は実施予定にない
- (3) 職場定着及び就労促進に係る効果的な支援メニューの実施
- ① 職場定着促進のための在職者交流活動
 - ② ピアサポート活動
- (4) 国等が主催する会議・研修等への出席
- ① 都道府県連絡会議（青森県障害者就業・生活支援センター連絡会議）
 （就業支援担当者は出席することが義務づけられている）
 - ② ブロック別経験交流会議（北海道・東北ブロック会議）
 （就業支援担当者は出席することが義務づけられている）
 - ③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する研修
 - ア 初任者研修（新任就業担当者は出席することが義務づけられている）
 - イ スキル向上研修（3年以上の就業支援担当者に出席の権利がある）
 - ウ 基礎的研修（上記研修受講で受講済みとみなされるが原則受講すべき研修）